

第十九回国会
衆議院
地方行政委員會議録第六十二号

昭和二十九年五月十四日(金曜日)

午後七時三十一分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君
理事加藤 精三君 理事藤尾 弘吉君
理事吉田 重延君 理事鈴木 幹雄君
理事西村 力弥君 理事門司 亮君
生田 宏一君 熊谷 憲一君
佐藤 親弘君 田淵 光一君
西村 直己君 保岡 武久君
山本 友一君 床次 徳二君
藤田 義光君 古井 喜實君
阿部 五郎君 石村 英雄君
北山 愛郎君 伊瀬幸太郎君
大石ヨシエ君 大矢 省三君
中井徳次郎君 松永 東君

出席國務大臣

國務大臣 緒方 竹虎君
國務大臣 小坂喜太郎君

出席政府委員

國家地方警 齋藤 昇君
國家地方警 谷口 寛君
國家地方警 柴田 達夫君
國家地方警 石井 栄三君
國家地方警 中川 薫治君
國家地方警 山口 喜雄君
自治行政次官 青木 正君
自治行政次官 鈴木 俊一君

委員外の出席者
衆議院法制局參 三浦 義男君
事(第一部長)

專門員 有松 昇君
專門員 長橋 茂男君

五月十四日

委員横路雄雄君辭任につき、その補欠として阿部五郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月十三日

昭和二十九年度地方財政計画の修正に関する陳情書(広島県知事大原博夫)(第三〇二二号)
昭和二十九年度当初地方財政資金に関する陳情書(広島県知事大原博夫)(第三〇二三号)

地方財政再建整備方策の促進に関する陳情書(広島県知事大原博夫)(第三〇二四号)

警察法案の成立促進に関する陳情書(愛知県知事原幹根外一名)(第三〇四〇号)

公職選挙法の改正に関する陳情書(兵庫県選挙管理委員会委員長大久保直次郎)(第三〇七三三号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件
警察法案(内閣提出第三二一三号)

警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第三二二二号)

○中井委員長 これより會議を開きます。

警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の兩案を

第一類第三号 地方行政委員會議録第六十二号 昭和二十九年五月十四日

一括して議題といたします。兩案に対する質疑は、内閣總理大臣に対する質疑を留保し、一応終了いたしておりますので、ただいま副總理が出席されましたから、これよりこれに対する質疑を行います。ただいまの理事會におきまして、その質疑時間は各党二十分と申合せいたしましたから、この範圍内で質疑をお願いいたします。質疑は通告順によつてこれを行います。松永東君。

○松永(東)委員 本法案につきましては、もうすでに同僚委員各位から詳細な質問が連日続けられ、あらためて申し上げる必要はないと思ひます。そこで、どうもきょうは緒方副總理も御出席でありますから、この法案の大綱について御所見を承つておきたいと思ひます。きわめて簡潔でけっこうであります。

第一は、政府は本法案によつて、戦前内務省の持つておつた、いわゆる強力な國家警察を復活しようという計画であるかどうか。政府委員の説明からいへば、地方自治警察として育成して行くのだ、こういうことは繰返し承つておる。そこで副總理のお考えを育成して行くのだ、こういうふうなお考えであるかどうか、觀念の問題です。と申しますのは、今もちよつと触れました通り、さきの大藏法務大臣、現在の小坂担当大臣を初め齋藤國警長官等は、本法案は府県に一本化した自治警察である、こういうことをしばしば

ば御説明があつた。ところが私にはどうしてもそれが納得できない。それはなぜであるかという、この原案には、警察庁長官は總理が國家公安委員會の意見を聞いて任免する、それから都道府県警察本部長は、警察庁長官が國家公安委員會の意見を聞いてこれを任免する、それから警視總監は、内閣總理大臣が國家公安委員會の意見を聞いてこれを任免する。すなわち警察行政を実施する、かんじんな警察行政の中心であるところの本部長の任免について、地方の公安委員會の意見を聞かぬばかりか、さつぱらんに申し上げますと、地方自治体とは何のつながりもなく任免される。本部長は申すまでもなく、各地方々々の警察の中心です。地方の公安委員會がその任免権を持つておらなければ、監督をするという管理権を持つておつても、任免権のないところの管理権はきわめて微弱なものなんです。これは私が申し上げるまでもない。すなわち今日の説明に現われたところによつてみれば、任免権を持たない地方自治警察は、自治警察とは私は言えぬと思う。それをやはり自治警察自治警察とおつしやつておるから、そこに私の疑問が生ずるのであります。觀念上の問題であるかも知れませんが、政府としてこれをやはり自治警察として維持育成して行くつもりであるか、もしくは國家警察として今度は全部ひっくりかえして、かわつた考え方で行くのか、これをひとつ承つておきたい。

○緒方國務大臣 お答えをいたしますが、政府といたしましては、今回の警察法によりまして、いわゆる警察國家というふうなものをつくる考えは毛頭ございません。そういう結果になることを最もおそれるものであります。但し占領國の警察制度の実施幾年の経験にかんがみまして、いわゆる自治警察の長所も十分に取入れまして、府県單位の自治警察というふうな形になるわけであります。ただ任免権を、治安の關係上その他から警察國家というふうな体臭を帯びない範圍におきまして、できるだけ一本にして参りたい、こういう氣持でこの法案を出した次第でございます。

○松永(東)委員 そうしますと、やはり府県單位の自治警察には間違いない、こういう御意見ですか。

○緒方國務大臣 その通りでございます。

○松永(東)委員 ここで議論しておつても、今夜に迫つておる問題で際限がございせんので、この問題については御意見を伺つておくだけにとめておきます。

次にお伺ひしたいのは、かくのごとき警察をおつくり上げになつて、その地方々々の住民の協力を得られるものでしょうか。それは各地の府県では得られるでありましようけれども、東京都とか、今日まで自治警察を持つて相当長い間苦心して維持育成して来ましたが、この警察のもとにはほんとうに心の底か

ら喜んで、その警察の人々と協力して行くということが望まれるでしょう。それは御承知の通り、これを東京都にとつてみますと、警視庁の経費がたしか現在百億と少し越しておると思ひます。ところがこの法案が成立いたしますと、三多摩を包含してざつと百十億以上になしかならぬと聞いております。ところが現在においては四億圓だけ国庫から補助があるのであります。ところがこの法案が成立いたしますと、三多摩を包含して十億ふえるのです。十億ふえて、政府の補助は十億圓です。そうすると、今日までから見ると四億圓損するのです。東京都はほとんど全経費の九割を都民がまかなつておる。その都民の財政、都民の税金によつて經營して行くその機構の上に、何の相談もかけないで警察總監を任命する。すなわち九割を負担している経費の上にあらうを置いて、そうして任命権は中央で持つておる。これではどうも都民は汗あぶらを流して、税金はおれたちが出しておいて、そうしてお上の方から、政府の方からつて来てその仕事の中心人物をひつて来てつておるといふことじや、ちよつと納得せぬと思うのですが、それでもおつしやる通り、これは一例を東京都にとつたのであります。東京都並びに他の五大都市の市民が喜んでこの新案の機構に協力するかどうか、そういうふうな協力するのだとお考えになつておりましたら、それをあらかじめ聞いておきたい。

○緒方國務大臣 すべて何と申しますか、社会的習性で変化を好まない保守的な感覚は免れないと思ひます。でありまするが、先ほど申しましたような趣旨から、政府としてこの警察法の改正を考えまして、その間に今お述べになりましたようなことも十分に注意をいたしたつもりであります。地方の公安委員が懲戒罷免の勧告をする権利を持つておりますし、また今回の修正によりますれば、地方の公安委員の同意を得るということになつておりますので、その間につきましましては政府の初め考えました趣旨に、さらに地方との協力を深め得る自信を持つております。その点につきましては今後警察が発足いたしました後におきましても、政府も十分の努力を傾けなければならぬと考えますが、この点につきましては政府といたしましては地方の協力が十分得られるというつもりであります。

○松永(東)委員 ちようどそのくらのところで私は質問をやめておかぬとしかられますから、そこで省略をいたしておきますが、幸い副總理がおいでになつておられますから警察法と防衛法のつながり、これをひとつ承つてみたいのであります。あなたは国政の全般に關係しておられるのでありますから、警察法と防衛法のつながり、これをひとつ承つておくことがこの際私は適當だと思ふのでちよつと承つておきたいと思ひます。この前衆議院で可決になりました自衛隊法の八十六条ですが、これは自衛隊と警察その他の機関は相互に協力すると規定してあります。これは相互に協力するというのは日本民族である以上は当然であります。ましてや国家もしくは公共団体の機関である以上は協力することとはこれは申すまでもありません。問題はこういうところを聞きたいので

す。いわゆる治安出動とか、防衛出動とかいふ／＼あります。そうした治安出動の場合に、もちろん自衛隊ばかりではない。それ／＼の地方の警察隊も出動すると思ふ。これは当然その地方の治安を維持し、防衛しなければならぬのでありますから、治安出動であらうと防衛出動であらうとあるいは災害出動であらうと、警察並びに自衛隊は協力する。そしていづれも出動して働いてくれるというところは、これは当然予想される。そこで問題の起るのは、この自衛隊と警察隊とがその現場において用兵作戦の上で意見の齟齬を來したときには、一体たれがこれを統制するか。その法律があるのか。なるほど自衛隊だけならば長官の命令によつて下官がそれに服従して行く。そしてその自衛隊だけの統制ができました。自衛隊ばかりでなく、警察隊もそこで一緒に活動する。そのときに自衛隊の方では作戦を右せんと欲し、警察隊の方では左せんと欲するときに、一体たれがこれを統制して行くのですか。統制して行つて、あるいは自衛隊の命令に警察隊も従う。あるいはその地方關係であるから、地方の警察隊の命令に自衛隊の方も従う。こういう法律でもあればそれは心配はいりません。しかしながらその法律は私はまだ見当たらない。そこで問題となるのは、ここが一番かんじんなところですが、ほんとうに危急存亡のときに孫子の兵法を用ゐるまでもなく、用兵作戦のその巧拙によつて防禦の目的を達するのに言ふ通り警察と自衛隊との作戦上についてのかえり方が相反する場合、一体たれがこれを指揮し、統制して行く

のであるか。それをひとつ承りたいと思ひます。

○緒方國務大臣 今お話になりましたような緊急事態が発生した場合に、内閣總理大臣のもとにすべての警察力が統制されるわけでありまして、その間の協議によりまして不都合は起るまいと考えております。それは旧來の警察の場合にも府県知事の要請等によりまして、非常の事態に軍の出動を求めておりましたときも、その間の調整は行われておつた。それと同じようにできるものと考えております。治安の維持、治安の確保という目的を一つにいたしております以上、これは両方の協議によつてやつて行けると考えております。

○松永(東)委員 これはどうも私には納得ができません。なるほどその地方においてはもし騒擾事件その他の急を要する場合はあつたときには、それはもちろん地方長官が要請をいたします。それは出動についての要請です。私の申し上げるところは、その現場において、戦争と名前をつけるのは大げさかも知れませんが、戦争と同様な事態が発生せんとともに限らない。そのときに自衛隊と警察隊との間に意見がわかれるときもあらうと想像される。先に申したように自衛隊の方は右せんとし、警察の方は左せんとする。そういうときにお前は左へ行け、おれの方は右にかつて行くぞというのでは戦争に勝てません。そうしてその動亂を鎮圧することにさしつかえが生ずると思ふ。そのときは總理大臣がすべて統制して指揮して行くのだとおつしやつておられますが、たとえてみれば、もし北海道の端くれにそうした事案が生じたとき

ます。
○松永(東)委員 与えられた時間がありませんで、私はこころで打切り

○中井委員長 松永君の御質疑は終了いたしました。次には鈴木幹雄君。

○鈴木(幹)委員 私はこの重大な警察法の質問がおそらく今晚をもつて終了したこの機会に、昭和二十三年の警察法制定の当時にその責任の一半をにないましたことを考えまして、非常に感慨無量であります。

昭和二十三年の改正前の警察におきまして、反省すべき点が多々あつたことは率直に認めなければならぬと思ひますが、その新しい昭和二十三年の警察法によつて企図されたものは警察の能率を犠牲にしても警察の民主的運営を急がなければならぬということであり、こういう趣旨のもとに二千になんたんとする自治体警察ができたのであります。しかしながら六年の運用の間におきまして、あるいは財政的な理由により、あるいはその他運営上の理由によりまして、町村における自治体警察は、今日におきましてほとんど姿を消しました。しこうして今日の国家内外の情勢が非常に深刻の度を加えておることは事実でありますし、政府のしほ／＼言明されるごとく、破壊的な暴力行動に対する対策、あるいは国家治安のための現在並びに将来にわたる各種の対策を立てなければならぬ、またこれがために現在の警察制度に対する検討もしなければならぬといふ、その考えにおきましては、私は同感する点が多々あるものであります。しかしながら今回提案されました警察法の改正と申しますか、あるいは新しい

角度の警察法と申しますか、これによりまして、今度は能率運営ということの方をウェイトを重くしてあり、それがために、警察の政治的な中立性を保持するということ、民主的な運営を保つということ、あるいは警察のいわゆる民主化という問題につきましては、私はあるいは長官の任免権なり、地方本部長の任免権なりをめぐりまして、その流れを、先ほど松永委員の述べられましたこととは看取し得るのであります。われ／＼はこれに對して修正をなすべきであると考えております。しかしながらこれにつきましては、今日まで同僚議員により幾多の観点から質疑がなされ、応答されておりますし、時間もございせんから、私はこの点を省略いたしまして、この際緒方副総理に三、四点にわたつて所見をただしてみたいと思ふのであります。

その一つは、いわゆる暴力的な破壊活動に対する対策。これは私はこの際政府におかれましては深刻に考へておられると思ひますし、私どももその必要を感じるものであります。しかしこれに對する治安機構といたしまして警察がその一半をなさない、また公安調査庁がこの任務によつて生まれたことは御承知の通りであります。この警察と公安調査庁との間にわたつておりますところの権限と任務の重複というものを調整することは、国家といたしましても重要なことではないかと思ふのであります。同時にまたあるいは麻薬取締官であるとか、あるいは鉄道公安官であるとかいう特殊の治安機構が、今日国内におきましては数千にわたつて存在するのであります。こういうものをこの警察法の改正と申しますか、制定と申しますか、この機会において調整を行うことが妥当であつたと認めるのであります。政府におかれましては、この問題につきまして、どういふようなお考えを持っておられるか、第一にお伺いをいたしたいのであります。

○緒方國務大臣 公安調査庁及び特殊治安機関と警察との関係につきましては、総合対策につきましては、なるべくすみやかに御趣旨に沿うような結果をつくりたいと思つております。
○鈴木(幹)委員 政府におかれましては、この問題を十分に考究になりまして、国家的な見地から、これらの機関の調整についての今後の研究と成果を期待したいと思ひます。
次にお伺いをいたしたいのは、今度の警察法によりまして、組織の変更が国警と自治体警察との間にわたつて行われるわけでありまして、それに伴ひまして、今日全国の警察官が一番不安に思ひ、また動揺をいたしております問題は、給与と人事がいかにして行われるであらうかという点であらうと思ふのであります。この法案が通りました場合におきましては、当然これが問題になつて参るのであります。附則によりますと、この問題につきましては、政府は政令によつて基準を定める、こういうことを定めておるわけでありまして、この差額につきましては、手当てとして支給をするということをお定めておるのにはすぎません。この機会に、警察官は従来国警であつた身分の者と、都市の警察であつたところのいわゆる自治体警察の職員とで、待遇が非常に開いて来る。政府当局の説明によりまし

ても、警察官一人につきまして月額に於いて約二千円の開きがあるのであります。この事柄は、国警警察官並の基準を定めることによりまして、自治体警察官が従来持つておりましたところの、より高い俸給を削減いたしまして、そうして従来国警の職員にさや寄せする。その手当を支給するということだけでは十分ではないか。この問題は予算が確定いたしました今日、急速に間に合う問題ではないと思ひます。しかしながら、かすに時間をもつていなし、あるいは臨時国会その他の機会をとらえまして、この実現をはかることはできると思ふのであります。私は従来国警の警察官が高い給与におつたと決して思ひません。警察官の職務にかんがみ、また今日までのその勤務の状態にかんがみまして、より報いられるところがあつて当然であると私は考へるのであります。また人事につきましても、今度のごとく新しい制度になりましたと、府県の警察一本になつて参りますと、あるいは従来都市町村における、いわゆる自治体の警察における、不平等な待遇を与えられられるのはないかという杞憂を持つておる向きは、私は相当にあると考へるのであります。こういう問題につきましては、人事の公平な運営をはかるべきである。この給与の問題と人事の問題につきましては、今日ありますところの自公連であるいは自警連と政府が事前に協議をされるということも、あるいは一つの方的な問題に関するところの副総理の御所見と、それからこれに對するところのお心構えを伺いたしたのであります。

○緒方國務大臣 組織変更に伴う人事、また給与のことにつきましては、今度の法案の施行前にも関係者との間に十分な連絡をとつております。ことに今お話のように、自公連、自警連との連絡をも密にいたしまして、この法律案が円滑に施行できるように努力をいたしたいと考えております。
それから今お述べになりました待遇改善の点、これは今国警と自警との間に隔たりがあつたような点もありまして、またそれと離れても、待遇改善といふことには十分に意を用ひまして、地方公共団体とも連絡を密にして、できるだけ努力をして参りたい、かように考へております。
○鈴木(幹)委員 この法案が成立を見の運びになりましたならば、今副総理の言われたごとく、従来国警と自治体警察と一丸となつた府県警察におきましては、人事の公平な運営と、給与の改善といふことにつきましては十分なる御留意を払われて、その運営に万遺憾なきを期していただきたいのであります。

さらに次にお尋ねをいたしたいのは、今度の法第三十七條第三項によりまして、国費で持つております警察に関する費用のほかに、当然府県の負担となるべき性格のものであります。しこうしてこれに對しては、国庫は、予算の範囲内において補助すると規定いたしております。警察当局の説明によりますと、府県が警察事務を遂行いたします立場に委任事務なりといふことであります。私もまた委任事務と解してさしつかえないと思ひます。しかれば地方財政法の精神によりまして、当

検察庁法第十四条を発動して政府の危機を切り抜けた、こういう役割を仰せつかつておる。検察庁に対してさえも、そのようなぐあいに総理の意向というものは大臣を通して浸透せられる。こういうような状態にあつて、国務大臣が国家公安委員会の委員長となつて、その委員長は絶対に身分は保障されてない。公安委員会という限りは身分が保障されなければならない。生活も大臣程度に保障されなければならない。それでなければ公安委員会のほんとうの使命は果し得ない。しかるに、そこに憲法的にもあるいは慣習的にも決して身分の保障をされてない人が、大臣として国家公安委員会の委員長となつて、その公安委員会がほんとうに中正な、そういう国民の声に依じた行動ができるかということになると、私たちはその点は全然信用を置けないと思ふのです。それで、あなたがそう仰せられるならば、国家公安委員会の委員長である国務大臣は、委員長としての職責にある間、憲法がいかにあるうとも、絶対その間の身分を保障する、かようなぐあいに仰せられるのであります。か、お尋ねをいたしたい。

○緒方国務大臣 公安委員会が身分を保障されていることは御承知の通りであります。今の委員長は国務大臣として身分を保障されてない。であります。が、同時に、政府の意向も公安委員会の中へ反映し得る長所もある。そういう意味で、公安委員長が身分を保障されてないというところは、これは奇数の委員制でありますから、一向御心配のようなことにはならぬと思ひます。

○西村(力)委員 その論旨で行きます

○緒方国務大臣 これは、昨年そういう案を立てたのでありますが、いろいろ御批判がありましたので、その御批判を参酌いたしまして今回のような法案をつくつた次第であります。

○西村(力)委員 いかにそういうぐあいに仰せられましても、それは逃げ口上ではございせんか。政府で一つの方針を立ててやる限りにおいて、単にこの前そういうお話がちよつとあつたからその通りした、そういう答弁は政府の責任ある答弁とは認められない。再度御答弁を願ひたい。

○緒方国務大臣 先ほどの答弁の通りであります。

○西村(力)委員 しかばお尋ねします。それはど興論を尊重せられるならば、長い間住民が経済的に、精神的にも苦悩を重ねて育成した自治警を絶対に離しては困る、こつとて反対をされている都市住民あるいはその公務員、そういう人々の意見、あるいは新聞、雑誌そのほかすべてのものに現れておる反対の輿論というものを何がゆゑに考慮されないか、そういうものに一顧も与えずして強引にやられる——都合のよいときには、この前ちよつとそういうぐあいの意見があつたからこのたびは入れないのだ、そういうぐあいに答弁なさることは、どうしてもわれ／＼としては受取れない。そういう輿論に対して総理はどういうぐあいに——全然見られないということ

もなからうし、相当陳情としてあるいは新聞、雑誌の記事としてもごらんになられたと思ひますので、その反対輿論に対して、どういう御感想を持つていらつしやるか、お尋ねしたい。

○緒方国務大臣 現在の自治警察をあるのまゝ存置したいという意見も陳情もあつてありますが、警察の能率から考え、また輿論におきましても、府県単位の自治警察にするということが地方財政上から見ても圧倒的な輿論、希望であると思ひまして、今回の立案をいたした次第であります。

○西村(力)委員 府県の自治警察、とかうに仰せられますが、ほんとうにそれはお考えにならずに、まゝ自治的な色彩を少しは加味している、こつとていふぐあいにこの前小坂大臣あるいは齋藤長官からつと答弁があり、自治警察とは言い得ない部分に相当含んである、その比率は六対四くらいだといふような答弁まであるものであります。そのようなことによつてこのわれ／＼の危機を押し切らうといわれましても、われ／＼としてはどうしても納得することができないのでございす。しかもこのような方向へ行くとすれば、今現在でさえも国警においてはスパイ的な訓練をやつており、信書の秘密を侵す方法、他人の財産を侵す方法、こつとていふことを秘密裡にやつておる。こつとていふことは副総理は一体憲法に違反しないとお考えでございすか。これは、長官としては、法律には違反しない、こつとて仰せられる。憲法には明らかにこつとていふものの人権の保障といふことがあつたわけなんです。たとい訓練とは言いながらも、それはできない。

大磯に行つた葛原某なる者は殺人予備罪として起訴されているのであります。齋藤国警長官がそういうぐあいに訓練をするならば、これは信書の秘密を侵す予備罪、こつとていふぐあにならざるを得ないと思ふ。そういう点について、信書の秘密を侵したりすること、あるいは本日の夕刊にもはつきりと、アカハタの配付先を警察官が調査した、こつとていふぐあになつておるが、こつとていふ一連のものに対して副総理はどういうお考えを持つておるか。警察行政はすでに民主的の名においてそこまで進んでいるということをおわれれば見のがすわけに行かない。この事実に対して副総理はどういう見解をお持ちか、この点をお答え願ひたい。

○緒方国務大臣 今お述べになりましたのは、私は新聞で見た程度で十分承知しておりますが、法律に触れるような、または人権を毀損するといふようなことはやつていないはずでございす。これは国警長官から具体的に話した方がいと思ひますが、今の信書の秘密といふようなことも、私の承知している範囲におきましては、決して侵しておりません。

○西村(力)委員 知らないとするならばお教えいたしませう。この委員会において齋藤長官ははつきりおつしやつた。ある密告者が信書を持つて来た。それをささとられぬように中身をみる方法とをいふものを警察官の特殊技術として教育をしておる。あるいは金庫を持つて来た。それをささとられぬように中身を調査する方法、そういう技術を教育している。こつとていふことでは人権を侵したことはない。

い。そういうことをやるということが警察官の職務として当然だ、こつとて前提に立つて教育している。こつとていふことが決して行き過ぎでも憲法違反でもないというようにやはり強弁されるかどうか。われ／＼は、せつとく得たこつとていふ基本的人権といふものが、こつとていふにして白昼侵されておることを見のがすわけに行かない。それがゆゑに副総理の見解をはつきりお聞きしたい。

○小坂国務大臣 このことにつきましては、けさほど参議院においてお答えしたのでありますが……(副総理だ、副総理だ)と呼ぶ者あり(副総理からお答えがあることで御満足がないようでありましますから、私担当大臣としてお答えいたします。

警察大学の教科の課程として行つておられますものにつきましての御質疑であります。が、特別の講習といふコースで情報収集活動について必要な教科を実施していることは、先般も国警長官からお答えした通りであります。ただ講習を実施する目的は二つあるものであります。一つは、暴力革命を企図する団体の組織とその活動を内偵いたしまして、暴力事犯を未然に察知して対策を立てるとともに、これらの容疑を捜査するための必要からなのであります。たとへばある種の団体について見ましても、公然活動とその他の組織はごく一部分にすぎないのであつて、その主たる組織に直接武装行動の組織と計画に当るいわゆる軍事組織なるものは、全面的には表面に出ておりません。高度な秘匿技術による地下活動としてきわめて巧妙な網の目を張つておりまして、その強化をもくろん

でおるのであります。このことは、とうていパトロールであるとか、あるいは職務尋問などという警察活動によつては把握できないのであります。この地下活動が高度の技術ときびしい規律をもつて行われていることは、日本共産党が党内に流してあります各種の技術指導によつて見ましても明らかであります。こらいう非合法的な活動をやつておるといふものにつぎまして、ただ暴力事犯が出てからあつてといふことでは、事犯のあとを追うことになるのであります。これでは治安維持の責めを全うすることはできない、これが第一点の必要な理由であります。

第二は、これらの組織の中いゝわゆる人民監視組織その他のものがありまして、警察の組織や装備の中に入つて、逆にこれを内偵するという活動をしておるのであります。また警察の内部の対立、離間をはかるといふような活動が企圖されて、御承知のように最近警官の逆尾行といふようなことも行われておるのであります。こらうなものに對しまして十分対処できるだけの防護処置を、不斷に研究して対策をとるといふ必要が、最近の日本共産党の活動からいまして重要なものになつて参つてゐるわけでありまして、従ひましてこらうした教育は、あなたの御指摘のような考え方を持つものでは絶対にないものでありまして、あくまで民主的な社会を暴力革命的な勢力から守り、法の擁護、民主主義の擁護を第一の目的とするものであるといふことであります。さうな誤解をせられませんようにお願いしたいと思います。

○西村(力)委員 誤解というお言葉で

ございますが、しからば、われ／＼としても暴力は絶対に否定するが、そらういふことが起る危険性を予知した場合においては、いかなる憲法違反のことをやつてもいいかどうか。そらういふことを警官がやるということを前提としての教育をするといふことは、いかなる法律に基いて許されるか。ただ必要性があるからこれをやるんだ、政府の必要性によつてあらゆる法を乗り越えてやつていいといふようなことが存在したならば、これは実に民主主義を擁護すると言われるあなた自身が、民主主義を破壊してゐると思わざるを得ない。その点いかなる法に立脚してそらういふことを肯定なさつていらつしやいますか、御答弁願ひたい。

○小坂國務大臣 私は法を乗り越えてやれといふようなことは、一言も言つたことはありません。ましてや考えたことはありません。(発言する者多し)問題は、そらうした技術を持つといふことが、一方において法を無視する者があつて、そらうしたものを持つことが民主主義を守り法を守るといふ建前から必要であるといふことを言うておるのであります。しからば問題は、それを適用するときに法の許す範囲内において適用するかいなか、こらういふことが問題なのであります。従ひましてこらうした教育を施す際におきまして、十分な教養を得るといふことを必要としておるのであります。こらうした教育を施す警官につきましても、十分そらうしたことの理解し得るような、またこれの濫用等の懸念のない者を選んで特に教育しておるのであります。

○西村(力)委員 この点は時間のあるときにもつと十分ゆつくり質問いたし

たいと思ひます。暴に報ゆるに暴をもつてするといふことは、明らかに政府そのものが暴力肯定の立場であると思つて、(その通り)そらういふやうなぐあいにしてやらなければならぬ警察法改正はどこに根源を持つてゐるか。治安がそらういふ片の良心があるならば、昭和二十三年から第五次吉田内閣までの間の施政といふものに、いささかの批判を持つべきが当然じゃないかと私は思つて、そらういふことを言つて、ただいたずらに権力の強化のみに狂奔するといふことは、決して民主的な政治家の立場ではない、政府の立場ではないといわざるを得ない。そらういふぐあいに非難され反対されながらも強引にやるということ、これは、これは今一連の重要法案といふものが国会にかかつてゐると同一のものであつて、安全保障条約によつて日本の国をアメリカの衛星的な立場に追い込んだそのものと一連の必要上この警察法を改正するのだ、こらういふぐあいにわれ／＼として了解してよろしいかどうか、副総理の御答弁を願ひたい。

○緒方國務大臣 そらういふふうには承されては困るのであります。これはどこまでも国内の治安のため、警察制度の能率をよくして行くために、今度改正をしておるのであります。アメリカの何となくと関連して考へてゐるものでは全然ございません。

○中井委員長 西村君、まことに遺憾なことですが、時間が切迫しましたから、この一問だけで終りを願ひたいと思ひます。

○西村(力)委員 それではお尋ねいたします。緊急事態という条項がこの法

律にございしますが、緊急事態といふものを布告なされば、これは内閣総理大臣がほんとうに全警察力の末端まで握つて、ああと云々ば末端の一警官がかとこたえるような仕組みにして行くのだが、この重大な警察の権力を集中して政府の意圖の通りに使用するといふことが行われたあとの仕末が、非常に政府としてはあいまいにやつておる。それはどういふことかといふと、それをやつたときに、国会が閉会中であればその次の国会にかけて国会の承認を受けなければい。あるいは衆議院が解散中であつても、緊急集会を開く必要はないから、緊急集会を終つて特別国会が開かれたときにこの承認を受けばいい。こらういふぐあいに緊急事態といふものに對する事後処理の考へ方が非常に政府としてはあいまいである、安易であると思はざるを得ない。

こらういふ点は一体どういふぐあにお考へになつてゐるか。こらういふことを私が懸念するのは、まず朝鮮の李承晩大統領のことを私は思ひ出さざるを得ない。彼は大統領改選のときに緊急事態と同様の布告を国内にやつて、反対政敵を徹底的に縛り上げて、牢屋にぶち込んで、そらうして国民の総すかんを食ひながら、また大統領に納つてゐる。こらういふやうな事態も思はざるを得ない。ほんとうに吉田内閣が民心怨嗟の的になつて、そらうしてこれが、いゝろいろな点において緊迫した情勢において解散といふことが来たときに、そらうしてよくいわれる暴動事件が起り、テロ事件が起きたとき、緊急事態の布告を發して全国的に警察権を握つて、そらうして総選挙をわが党に有利にこらういふやうな極端な例もやはり考へざるを得ない。そらういふことはなさらないと、良識を持たれる皆さん、民主主義を守られる皆さんだからおしやるでしようが、しかしそれは治安の緊迫とならざるならば、われ／＼はそらういふ事態も認めざるを得ない。そらういふ点について、そらういふ緊急事態の布告をやつた場合の処置について、国会の意思を問う法改正の意思を持たないか。もつと早く、国会閉会中でも二十日以内に召集してやるとか、解散中は緊急集会をもつて参議院の召集を求めるといふやうな措置をとられんか。

もう一点は、吉田首相及び塚田自治庁長官は、知事官選の方向といふものを政府の方針として打出してゐる。この点について、われ／＼はそらう受取つておる。国民もそらう受取つておる。將來はそらうなるのだと思つておる。自治体警察といふに言つても、知事官選によつて、それは自治体といふ名を失つたもので、こらう見ておる。こらういふ二つの点について御答弁を願ひたい。知事官選のことは、一切その意圖を持たないなら持たない、かやうに御答弁をお願いしたい。

○緒方國務大臣 緊急事態の布告を二十日以内に国会に付議して承認を求め、これは政府といたしましては、やはり正式に国会を召集して承認を求むべきだと考へておる。今お述べになりましたのは、あるいは参議院の緊急集会のことを考へになつておるもの、しかしませんが、緊急集会といふものは、こらういふ場合のときにはあてはまらないと思ひます。やはり両院のはつきりした承認を求める必要がありますので、二十日以内に召集してこの承

認を求めるということが妥当であると
考えます。

それから知事官選のことです。こ
れは一度も閣議に上したこ
ともございせんし、政府の意見とし
ても何もきめておりません。

○中井委員長 西村君の質疑は終了し
ました。門司亮君。

○門司委員 もう同僚からたくさん聞
かれておりますので私はきわめて簡単
にお聞きいたしますから、ひとつ大臣
も率直にお答え願いたいと思います。

先ほど鈴木幹雄君からも申し上げま
したように、二十二年から二十三年に
こしらえた現行警察法は、どこま
でも、従来の日本の警察制度があまり
にも強権過ぎて、これでは民主主義の
確保はできない、いわゆる国をあやま
つた一つの責任は警察行政のあり方に
あつたということが強く批判されてお
つたのであります。従つて、国をあや
またないようにするには、国内の行政
の中で最も権力的なものであるこの警
察行政を、いかに民主化するかという
ことが、当時の警察法改正の大きな問
題であつたことは、副総理といえども
御存じだと思つて、従つて、警察法の
前文には、明らかに「国民に属する民主
的権威の組織を確立する目的を以て、」
と書いてある。いわゆる民主的権威の
ためにこの警察法を制定する、こう書
いてある。従つて、今度警察法をあら
た方が改正されようといひましたし、も
やはこの精神は変更するわけには行
かないのではないかと私は思う。いわ
ゆる民主主義の権威のために民主警察
を設け、再び日本の国がやまを
犯さないようにするというこの国家の
大眼目のためには、やはり警察法は、

多少の能率云々があるにいたしまして
も、かえるべきではないと私は考へて
おりますが、一体副総理はこの点につ
いてどうお考えになつておられるか。

○緒方内務大臣 大体において私も同
感でございます。現在の警察制度は、
いわゆる日本の民主化ということに伴
ひまして、何かし民主化のために能
率を犠牲にしたといひますか、あるい
はより多くの重点を民主化の方に置い
たことがあるように考えられますけれ
ども、それはやはり時代々々の要請に
基いたもので、この幾年かの自治警察
の経験は決してむだではなかつた。そ
れで、この自治警察の長所を、今回警
察法を改正するにあたりまして十分
取入れたつもりでおるのでございま
す。

○門司委員 どうも大臣の答弁は少し
おかしいのですがね。自治警察の長所
を取入れたとおしやつておりますけ
れども、自治警察の長所などどこにも
ないものであります。およそ行政とい
うものは、たとえば、任命権者と、そ
れからその費用を負担する側の意見と
いうものが一致しておらなければ正し
い行政というものは行へないと思
う。これは民主行政の一番重要な問題
だと思ふ。今日国民が血税によつて行
つております国の行政にはどうい
うものがあるか、憲法にも、御承知のよ
うに、すべての公務員は国民への奉仕
者であるといひてある。国民はすべて
の公務員を罷免することができるとい
う権利がはつきり憲法に書いてある。
この精神から参りますならば、警察
行政におきましてもやはり従来の建前
のように、自治警察が――もしあなた
方がこれを自治警察といわれるなら

ば、当然その自治体において任命権が
ありさらにこれに給与権が備つて行
くというところが民主警察の正しいあり
方だと思ふ。しかし今度の警察は
そうではない。いわゆる府県警察の最
も重要な幹部でありまして警視正まで
は国家公務員である。そうして、その
国家公務員が地方公務員を任命する
といふことである。地方の住民は、その
国家公務員が任命した警察職員あるい
は警察官に対してただ給料だけを支払
えばいいといふことになつて参ります
ならば、これは官公僕的なものはな
いと私は思う。一体、これを官公僕行政
と云わないで何を官公僕行政と言ふか。
それでも副総理は、これが民主的な警
察の制度のあり方だと申されますか。

○緒方内務大臣 全然自主性を無視し
たといふような御口調でありました
が、この公安委員の制度といふものは、
従来日本の警察制度に全然ありませぬ
と考へてもしなかつた制度で、これは大
きな民主制であると考えます。その制
度は、今度の法案にもごらんのように
取入れておるのであります。ただ警察行政
は国家性のところと自治性のところが
ありますので、その警察能率の上から
そのあんばいを多少考へ直したとい
うところはありますけれども、しかしな
がら、現行警察の初めに定められたと
きの民主警察の考へ方、その特徴とい
うもの、これは公安委員制度というも
のの上にとこまでも尊重して行くつも
りであります。

○門司委員 副総理は尊重して行くつ
もりだと言われておりますけれども、
法案にはちつとも尊重してないとい
ふのであります。そこを私は聞いておるの
です。つまりであるのかもしれませぬ

が、法案にはちつともそう現われてい
ない。時間もありませんから、そうい
つまでも同じことを繰返しておるわけ
に参りませんが、その次に聞いておき
たいと思ひますことは、副総理はこの
前こへおひきになつたときも同じよ
うなことを言われ、先ほどの質問にも
同じようなことを言われております
が、いわゆる輿論という言葉を使われ
ておる。しかしこの警察法案が提案さ
れてから今日まで、自治警察を持つて
おります各都市で、やめてもらいたい
と言つて陳情に来たところは一つもあ
りません。自治警察を持つております
市町村がごとく自治警察存続の陳
情をしておること御承知の通りであ
ります。現在あなたの福岡の市が陳情
に来てゐる。これを輿論と言わないで
何を輿論と言われるのか、その輿論を
はつきり示してもらいたい。

○緒方内務大臣 自治警察を廃止して
くれという陳情も来ております。
○門司委員 その自治警察を廃してく
れという陳情の来ておりますところ
は、従来自治警察を持つておつたこ
ろであるかどうかといふことをはつき
りしてもらいたい。

○緒方内務大臣 持つておつた市であ
ります。
○門司委員 もしそれがあるとすれ
ば、ひとつこで御提示願ひたい。
○緒方内務大臣 言う必要はありません。
「何を言うか」と呼び、その他発
言する者多し」

○中井委員長 私語を禁じます。

○門司委員 大臣が答えられないと言
われまうならば、答えられないでい
いながらも、自治警察を持たな

くてもいいと自治体は、不幸にしてわれ
われのところには一つも陳情が参つて
おりません。従つて、私は聞いておる
のであります。私どもは大臣のそうし
た輿論を曲げた言葉に対しては承服す
るわけにも参りませんし、大臣は答え
られないと仰せられておりますが、そ
ういふことはなかつたとはつきり申し
上げておさしつかえない。あるとすれ
ば、そういうことをはつきり言つても
らいたいのではあります、おそらく大
臣としてはそういうことは言われな
いと思ふ。

もう一つ、二つ聞いておきたいと思
ひますことは、この法律案の審議の過
程の中で、政府の説明者は警察行政は
国家の統治権の作用であるといふ言葉
を二度使つておるのであります。小坂
内務大臣もいわゆる統治権といふもの
が国にあるんだといふことを答弁でも
言われております。しかしながら今日
の統治権といふものは、かつての日本
の憲法にありました天皇のいわゆる日
本統治の大権ではなくなつておる。憲
法の条章にはどこにも統治といふ言葉
が使つてありません。また統治権とい
う言葉も使つておらない。しかるに警
察法案の説明のときに、政府並びに大
臣は国家統治権の作用といふ言葉を使
つておりますが、副総理は国の統治権
は何か持ち、いづくにあるとお考え
になるかといふことをひとつはつきり
御答弁が願ひたい。

○緒方内務大臣 私は小坂内務大臣が
答弁されましたときに立ち会つてい
まふので、どういふ言葉であるか、今
承知しておりますが、統治権、領土
国民といふものが国としての三つの要
素でありますから、統治権があること

は別にふしぎはないのであります。ただその統治権がどこにあるかというところが問題で、今どこにあるかといえ、主権在民でありますから、国民に主権があるわけであります。

○門司委員 従つて統治権は国民にあるといふならば、警察はあくまでもやはり国民のものでなければならぬ。いわゆる民主警察が私は正しいと考えるのであつて、こういう国家警察のにおいの非常に強い警察行政というものは当らないと思う。この警察法の前文にも社会と住民の責任の自覚によつてこの警察行政を行うものであるといふことがはつきり書いてある。今の副総理の言葉から言いますならば、もし統治権が国民にあるというのならば、明らかに地方の自治体とその警察制度を維持するといふことが正しい觀念だと思ふ。それを今度とりやめようといふのでありますから、私はこの質問をしておるのであります、その点を急頭に置いて御答弁が願ひたい。

○緒方国務大臣 主権在民ということこれは今の日本の憲法で動かない鉄則であります。であります、八千万の国民がそのまま政治の衝に当たるといふことはできません。そこで民主主義の政治組織ができるのであります、今日本では国会の制度をもつて、国会から指名を受けた者が政府を組織してやつておる。これはかりにその人間が内閣においてきめましても、それはやはり国民の意思を体してやつておることとあります。主権がどこまでも国民にあるといふことは動いていないのであります。

○門司委員 私は今の答弁は何が何だかわかりません。もう一べんはつきり

言つてください。

○緒方国務大臣 今の政府のやつておること、国会の制度、これはすべて国民がやつておることとあります。であります、主権在民と言つても八千万の国民が直接政治の衝に当ることはできませんから、そこに国としての制度が生れて参りまして、現在の制度においては国会から内閣が選ばれて、その内閣が行政をまかせられておる、その内閣が行政権によつて今回の警察法案を提案して国会の承認を求めつつあるのが今の状態なんでありまして、決して国民を無視してやつておるわけではないのであります。

○門司委員 そういふことはよくわかつておるのであります。国会と行政組織がどういふことはよくわかつておる。しかし行政組織がいかによくありましようとも、今度の警察制度といふものが——先ほどから論じられておりますので、私は論ずることを避けたいと思つておりましたが、少くとも警察と警察であるといふことには間違ひがないのであります。いわゆる政党から出た大臣が政党政治のもとに任免した——と申し上げると少し行き過ぎかもしれませんが、総理大臣の任命した大臣がこの公安委員会の委員長になるということになつて参りますならば、明らかにこれは政党警察と言わざるを得ないのであります。政党政治であるから政党警察だといふことが言われるといふことになつて参りますと、国に政党がたぐさんあるものであります。従つて、警察行政の制度は少くとも一党一派に偏するものでないといふことはしばしば言われておる。そこで一党一派に偏するものでないから、その警

察の中立性を保とうとするならば、先ほど西村君も申しましたように、現行制度が最もよい制度でなければならぬ。その実例は先ほど西村君が言われましたように、そこにおる齋藤國警長官の首を切ろうとしたときにどうしても切れなかつたという事実がある。

○緒方国務大臣 今までの警察が中立性を欠いておつたとは思いません。この警察の中立性というものは、今の制度におきましても、今回政府が提案しております法案におきましても、どこまでも尊重しておるのであります。ただ先ほど申しましたように、警察事務の国家性、自治性の両面がある、そのあんばいを多少改めたといふことであります。その中立性はどこにあるかといふことは公安委員のことを意味しておるのであります。

○門司委員 もうこれ以上質問をする勇氣がなくなるような気がしますが、もう少しはつきりしたこと言えませんか。それから私はその次に聞いておきたいと思ひますことは、先ほど西村君からちよつと言われましたが、知事官選の問題であります。副総理に聞いておきたいと思ひますことは、地方の行政といふものは、警察の行政にいたしましても、単に司法警察ばかりではございせん、行政警察の面がたぐさんある。その行政警察の面につきまする多

くの仕事というものは、都道府県知事並びに市町村長がこれを担当いたしておるのであります。従つて警察行政がごく内閣に行こうとするためには、どうしてもやはりこの知事の行います行政と警察行政とが相マツチして行かなければ、民主行政としての地方行政は完全に行えないであらう。ところがたまたま今度は府県の警察隊長が国家公務員である、この任免権を知事は持つておらない、また公安委員会も単に承諾を得るというだけであります、正しい任免権は今までのように持つておらない。こうなつて参りますと、この

地方の行政の上に非常に大きなさしかえができません。もし地方行政を遂行いたします面において、警察行政の面をたぐさん持つておりますことのために、知事の物の考え方、いわゆる地方の長の物の考え方と警察行政の長の物の考え方が違つておつた場合には、その地方の行政といふものは必ず円滑に行かないと意図が、その点はどうかお考えになるか、副総理にお伺いしておきたい。

○緒方国務大臣 今お述べになりましたことも十分検討の上に今回の法案をつくつたのであります、知事と府県警察本部長との間の調和がとれないではないかといふ御心配であります。が、これは公安委員といふものは知事が任命しておりますし、公安委員が懲戒罷免の勧告をする権限を持つておりますし、この間には十分な調整がとれて参ると考えております。

○門司委員 私は今の副総理の答弁では、なか／＼地方行政はやれぬと思ふんです。ことに今日の地方行政は、従来の地方の府県制あるいは市町村制と

いうものでなくて、地方自治法という法律のもとに、憲法の九十二条以下に書いてありますあの大きな権限を持つておる。従つて昔のようにただ知事は国の出先機関であるからというような考え方は、私は今日の地方行政といふものはどうしてもやつて行けない。同時に市町村はできるだけ大幅にこの行政事務の再配分を行うべきであるといふことは、地方制度調査会もこれを答申しておる。これらの問題を遂行して行こうとするならば、私は今の副総理のお考えのようなことでは、これはなか／＼やつて行けないと考へておる。さらにその問題についてすでにいろ／＼申し上げましたように、時間を持ち合せておりませんので、最後に治安の問題がいかにあるべきかということについて、副総理にお答えを願ひたいと思ひますことは、副総理は、この警察法に書いてあります国の秩序と治安を維持することのために、警察行政がすべてであるといふようにお考えになつておるかどうか、その点を一応お聞きしておきたいと思ひます。

○緒方国務大臣 もちろん警察が全部ではないのであります、政府の施策、自治行政の運営というものが治安には大いにあづかつておると考へます。

○門司委員 副総理の今の御答弁を得ましたので、さらにお聞きしておきたいと思ひますが、それならこの警察法を出されまう場合に、説明の中あるいは要旨には、今日の地方の自治警察、いわゆる現行警察制度では非能率である、あるいは費用がよけいにかかるというふうなことが、大體主とした問題になつておるようでありまして、民

主義の制度を破つてまでも警察行政を権力を強めて、いわゆる能率化しなければならぬ、一体今日の日本の治安は乱れておると副総理はお考えになっておるか、またわれ／＼はそう考へて、この警察法を改正するという点に解明していかうか。この点をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○緒方国務大臣 政府としては、民主主義の精神を破つておるとは考へておりません。

○門司委員 私はそういうことを聞いておるのじやありません。この現行警察法では治安の確保はできない。ここにもいわゆる公共の安全と秩序を維持するために、こう書いてある。従つて今日の警察制度では公共の安全と秩序を維持することができないという観念に立つて、これが改正されておるものであると考へなければならぬと思ひが、それは日本の今日の治安は乱れておるものであると解釈していかうかという事です。

○緒方国務大臣 乱れておるとは思ひませんが、能率の点において不十分なところがあると思ひます。

○門司委員 能率の点において不十分な点があるという事は、治安が全きでないという事でしよう。同時に私はそこまで副総理がお言ひになりますならば、かつてこの委員会でも問題になつたのでありますが、いわゆる総理の官邸にダイナマイトが舞い込んだり、あるいは総理の官邸に、先ほど西村君が言いましたから私は避けておこうと思ひましたが、副総理がそういう答弁をされますから聞いておきますが、ああいう事件が起こるといふこと

は、単にあれば氣遣いであるとか、あるいは単なる氣まぐれであるというようにわれ／＼は解釈するわけには参りませんが、ああいう事件が起るといふこと自体は、やはりこの警察法を改正しなければならぬような一つの大きな原因ではないかと考へるが、その点についてどうお考へになりますか。

○緒方国務大臣 そういうことで改正を思ひ立つたのではありません。

○門司委員 そういうことで改正を思ひ立つたのではないと御答弁でございしますが、どう考へても、この一条に書いてある「現行警察法にはもう少し丁寧な書き方である」ところが現行警察法をやめて新しい警察法に移らうとなさるのには、どう考へてもわれ／＼といたしましては、現行警察法では、ここに書いてある公共の安全であるいは社会の秩序の維持ということができないのである、従つてこの警察法を改正するものである、というところにわれ／＼は解釈せざるを得ない。そこで一番大きな問題は、警察法を改正しなければならぬのは、一体治安が乱れておるかどうかという事であります。言いかえるならば、現行警察法が役に立たないという事は、現行の警察法では治安の維持ができないという事に私は解釈できると思ひます。従つて治安の維持できないほど一体治安が乱れておるかどうかという事を、どう御認識なさつておるか、その点をもう一言お聞きしておきます。

○緒方国務大臣 それは先ほど来たたびたびお答へしておるつもりであります。治安がさうに乱れておるとは思ひません。思ひませんが、警察制度の

能率をさらによくしよう、改善しようといふところに趣旨があるのであります。

○中井委員長 門司君の時間も迫りました。その一問にておやめをいただきます。

○門司委員 これで一応質問は終了しますが、今まで私が質問をいたしましたことについては、副総理はいたしましては、ほとんど満足に私は御答弁をいただいていないのであります。私は時間等がございするならば、最後までも実は聞きたいのである。ことに一番大きな問題は、地方の公共団体が警察法改正以来、多くの犠牲を払つて、そうしていかんして民主警察にするかという事に努めて来ておる。非常に大きな犠牲を払つておる。同時に警察もまた、いかにして民主警察になり、親しまれるかという事について非常に大きな努力を払つて来ておる。この国民の犠牲と警察職員の努力といふものが認められないで、今までやつていた警察は悪いのである、新しい警察制度にしなければならぬという印象を私はどうしても受取る。先ほどから副総理は輿論だと言われておりますが、私もその聞いております輿論の範囲内においては、断じてそういうことではないと思ひます。従つて私が最後に聞きたいと思ひますことは、この警察法を改正されて、そうして新しい警察法のもとに、われ／＼から申し上げますならば、明らかにこれは国家権力を増大して、しかも政党警察の弊をのがれることはできないと思ひます。今は副総理あるいは吉田さんにも、必ずしも私はそういう保障をつけ

ることはどうかと思ひますが、百歩

を護つて、あなたあるいは小坂さんが大臣でおいでになる間は、あるいは間違つたことがないかもしれない。しかしながらこういう政党警察であるといふことは何人も否定することのできないような警察制度ができて参りますときに、何人が将来においても厳正公平な警察であるといふことを一体言ひ得るかどうか。あなたは將來に向つて、この警察法はあくまで厳正公平、中正に警察職務の執行ができるものであるといふ保障が一体つけられるかどうかといふことを私は最後に聞いておきたいと思ひます。

○緒方国務大臣 今御心配の点は、十分に検討して、この法案をつくつたのであります。自信を持つております。

○中井委員長 これにて警察法案に対する質疑は終了いたしました。ただいま委員長の手元に、両案に対し、それ／＼松永東君ほか十五名提案にかゝる自由党、改進黨及び日本自由党三党共同による修正案が提出されております。これよりその趣旨弁明を求めます。西村直己君。

警察法案に対する修正案警察法案の一部を次のように修正する。

(1) 目次中「第五十七條」を「第五十八條」に、「第五十八條」を「第五十九條」に、「第五十九條」を「第六十條」に、「第六十條」を「第六十一條」に、「第六十一條」を「第六十二條」に、「第六十二條」を「第六十三條」に、「第六十三條」を「第六十四條」に、「第六十四條」を「第六十五條」に、「第六十五條」を「第六十六條」に、「第六十六條」を「第六十七條」に、「第六十七條」を「第六十八條」に、「第六十八條」を「第六十九條」に、「第六十九條」を「第七十條」に、「第七十條」を「第七十一條」に、「第七十一條」を「第七十二條」に、「第七十二條」を「第七十三條」に、「第七十三條」を「第七十四條」に、「第七十四條」を「第七十五條」に、「第七十五條」を「第七十六條」に、「第七十六條」を「第七十七條」に、「第七十七條」を「第七十八條」に、「第七十八條」を「第七十九條」に、「第七十九條」を「第八十條」に改める。

(2) 第五條第二項第四号中「第七十條」を「第七十一條」に改める。

(3) 第七條第一項中「委員は、」の下に「任命前五年間に」を加える。

(4) 第十六條第一項中「内閣總理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて」を「国家公安委員会が内閣總理大臣の承認を得て」に改め、同條第三項を削る。

(5) 第二十四條第三号中「第七十條」を「第七十一條」に改める。

(6) 第三十八條第二項を次のように改める。

2 都道府県公安委員会は、都及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十五條第二項の規定により指定する市（以下「指定市」という。）を包括する府県（以下「指定府県」という。）にあつては五人の委員、道及び指定府県以外の県にあつては三人の委員をもつて組織する。

(7) 第三十九條第一項中「被選挙権を有する者で、」の下に「任命前五年間に」を加え、同項に次の但書を加える。

但し、指定府県にあつては、その委員のうち二人は、当該指定市の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものうちから、当該指定市の市議会の同意を得て推せんしたものについて、当該指定府県の知事が任命する。

第三十九條第三項中「二人以上」の下に「（都及び指定府県にあつて

は三人以上」を加える。

(8) 第四十一条第一項但書中「第二号に該当するに至つたこと」を「当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつたこと」に改め、同項第二号中「なくなつた場合」の下に「(第三十九条第一項但書に規定する委員については、当該指定市の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合)」を加える。

第四十一条第二項に次の但書を加える。

但し、第三十九条第一項但書に規定する委員の罷免については、指定府県の知事は、当該指定市の市長に対しその市の議会の同意を得ることを求めるものとし、その同意があつたときは、これを罷免することができ

る。

第四十一条第三項中「都道府県知事」を「道府県(指定府県を除く。知事)に、当該都道府県を「当該道府県」に改める。

第四十一条第五項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を第六項とし、同条第四項中「一人」の下に「都及び指定府県にあつては二人」を加え、同項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都知事及び指定府県の知事は、委員のうち三人以上が同一の政党に所属するに至つた場合においては、第九条第三項各号の規定の例により、そのこえるに至つた員数の委員を、当該都及び指定府県の議会の同意を得て、

罷免する。但し、新たに同一の政党に所属するに至つた委員のうち第三十九条第一項但書に規定するものを含むときは、これらの委員のうち罷免すべきものは、くじで定める。

(9) 第四十六条第二項中「前条までの規定は」を「前条までの道公安委員会及びその委員に関する規定は」に改める。

(10) 第四十九条第一項中「内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて」を「国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て」に、同条第二項中「内閣総理大臣」を「国家公安委員会」に改める。

(11) 第五十条第一項中「長官が国家公安委員会の意見を聞いて」を「国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て」に、同条第二項中「長官」を「国家公安委員会」に改める。

(12) 第五十一条第四項後段を削る。

(13) 第五十二条第三項中「又は方面本部長」を「方面本部長又は市警察本部長」に改める。

(14) 第五十四条第二項中「方面本部長」の下に「市警察本部長」を加え、同条第三項中「長官が国家公安委員会の意見を聞いて」を「国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て」に改め、同条第四項中「長官」を「国家公安委員会」に改める。

(15) 第六十八条第三項中「第六十六条」を「第六十七条」に改める。

(16) 第七十二条及び第七十三条中「第七十条」を「第七十一条」に改

める。

(17) 第五十二条を第五十三条とし、以下一条ずつ繰り下げ、第五十一条の次に次の一条を加える。

(市警察部)

第五十二条 指定市の区域内における府県警察本部の事務を分掌させるため、当該指定市の区域に市警察部を置く。

2 市警察部に、部長を置く。

3 市警察部長は、市警察部の事務を統括し、及び府県警察本部の命を受け、市警察部の所属の警察職員を指揮監督する。

(18) 附則第一項但書中「公布の日から施行する」を「公布の日から施行し、指定府県の府県公安委員会の委員及び市警察部に関する規定は、昭和三十年七月一日から施行する」に改める。

(19) 附則第七項を次のように改める。

(最初の都道府県公安委員会の委員及び方面公安委員会の委員の任命)

7 この法律の施行後最初に任命される都道府県公安委員会の委員及び方面公安委員会の委員の任期は、その定数が三人の場合にあつては、一人は一年、一人は二年、一人は三年とし、その定数が五人の場合にあつては、一人は一年、二人は二年、二人は三年とする。この場合において、第三十九条第一項但書に規定する委員の任期は、二人のうち、一人は二年、一人は三年とする。

(20) 附則第八項に次の但書を加える。

但し、第三十九条第一項但書に規定する委員の任期については、当該指定市の市長と協議して定める。

(21) 附則第十項中「第五十六条」を「第五十七条」に改める。

(22) 附則第二十四項中「第七十六条」を「第七十七条」に改める。

(23) 附則第二十八項中「この法律の施行のため必要な経過措置」を「この法律の施行に關し必要な経過措置(附則第二十八項から前項までの特例に關する経過措置を含む。)」に改め、同項を附則第三十二項とし、附則第二十七項の次に次の四項を加える。

(市警察の設置に伴う特例)

28 この法律の施行後一年間は、指定市に、市警察を置き、市警察は、当該指定市の区域につき、第二條の責務に任ずる。

29 この法律の施行後一年間は、指定府県の府県警察は、第三十六條第二項の規定にかかわらず、当該指定府県内の指定市の区域を除いた区域につき、第二條の責務に任ずる。

30 附則第二十八項の規定により指定市に置かれる市警察については、当該指定市をもつて一の県とみなし、指定府県以外の県の県警察に關する規定を適用する。

31 この法律の施行後一年間は、指定府県の府県公安委員会については指定府県以外の県の県公安委員会に關する規定を適用する。

整理に關する法律案に対する修正案

警察法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案の一部を次のように修正する。

(1) 第四十四条中「第五十九条」を「第六十条」に、「第七十二条第三項」を「第七十三条第三項」に改める。

(2) 第四十九条及び第五十条中「第七十七条第二項」を「第七十八條第二項」に改める。

(3) 附則に次の三項を加える。

7 この法律の施行後一年間は、この法律による改正後の法律の規定中「都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会又は市公安委員会」と、「都道府県警察」とあるのは「都道府県警察又は市警察」と、「道府県警察本部長」とあるのは「道府県警察本部長又は市警察本部長」と読み替へるものとする。

8 この法律の施行後一年間は、この法律による改正後の道路交通取締法第二十六條の三、風俗営業取締法第二條の二、古物営業法第十四條、質屋営業法第十四條及び銃砲刀剣類所持等取締令第十九條第一項中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は市」と読み替へるものとする。

9 この法律の施行後一年間は、この法律の附則第二項中「都道府県公安委員会」のした処分」とあるのは「都道府県公安委員会又は市公安委員会のした処分」と、この法律の附則第四項中「都道府県公安委員会」とある

のは「都道府県公安委員会又は市公安委員会」と読み替えるものとする。

○西村(直)委員 保守三党共同提案により警察法案に対する修正案、及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対する修正案の提案理由と、その内容の概要を御説明申し上げます。

まず警察法案に対する修正案の提案理由であります。今回政府から提出いたしました警察法案に對しましては、この際修正案を加えることを適当と認め、その修正案の内容並びに修正の理由について申し上げます。

まず修正の第一点であります。すなわち警察官の任免は、これを国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て行うこととし、また警視總監の任免は、国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て、内閣総理大臣の承認を得て行うこととし、警察本部長及びその他の都道府県警視正以上の警察官の任免は、国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て行うことに改めたのであります。すなわちこれらの点は、いづれも内閣総理大臣または警察庁長官が任免権を持つて、国家公安委員会の意見を聞くこととしてありましたが、政府案を、国家公安委員会に任免権を持たせまして、その場合に内閣総理大臣の承認を得ること、または都道府県公安委員会の同意を得て行わしめることに改正しようとするのであります。民主的な保障の基礎の上に、治安任務遂行の効率化と責任の明確化をはかる趣旨にかんがみまして、任免権をいずれに

属せしめるかは、政府におきましても慎重に考慮されたことと思うのであります。が、今回の制度の上では、あえて任免権を内閣総理大臣または警察庁長官に属せしめなくてもその趣旨は達成できるものであります。また人事権の掌握によつて、いたずらに無用の誤解を招くおそれがあるのは適当ではないと考えたからであります。

次に修正の第二点であります。大都市の警察問題であります。この点につきましても、大都市、すなわち五大市を有する府県につきまして特例を加へまして、五大府県の公安委員の数を五人とし、そのうち二人は五大市の市長が、市議会の同意を得て推薦する者について知事が任命することとしたのであります。また五大市の区域におきま

す府県警察本部の事務を分掌させるため、市警察本部を置きまして、市警察部長は市警察部の事務を統轄し、府県警察本部長の命を受け所屬職員を指揮監督することにしたのであります。大都市警察の問題につきましても、政府案におきましては府県警察に一元化したしてあるものであります。これについては従来の経験にかんがみまして、警察運営の有機的活動の障害を除く、警察活動の一体性を保とうといふ考えから出たものであることは了解できるものであります。五大市の区域内の警察事務には相当な特殊性もあることとありまして、従つてこれらの市住民の意思を府県警察に反映させるためには、五大府県の公安委員の数を二人増加いたしました。市より推薦した者を入れ、またこれらの市内の事務処理のため、市警察本部を置くことによつて、市の実情に適応した警察運営を

はかるのが適當であろうと考えられるから、このように修正しようと考えておるのであります。しかしながら五大市の警察を、今ただちに本法施行と同時に府県に一元化するには、準備その他都合もありまして、この時期を一箇年延期し、その間は府県警察と同様の性格の市の警察として措置することとしたしてあるのであります。従つてこの一年間は五大府県の公安委員を五名とする例外規定も停止するものであります。

第三点は、都の公安委員会は五人の委員をもつて組織するものと修正したのであります。これは東京都がわが国の首都で、人口は全国の約一割を占めて、警察事務もきわめて多く、国家的利害関係も複雑でありますので、公安委員を五人とすることが、警察事務の処理の上にもまた民主的保障の上にも適當と考えたからであります。

第四点であります。公安委員の資格要件を緩和いたしました。これを任命前五年間に、警察または検察の前歴を有しない者と改めたのであります。政府原案におきまして、従前の制限を大幅に緩和いたしました。が、なお警察または検察の前歴のある者を資格要件としておりましたことは、その趣旨とするところは一応了解ができるのであります。少しも専門の経験がないとすることは、あまりにも嚴格に過ぎると考えられますので、これを五年前の前歴者までに緩和いたしましたものであります。

たのであります。次に、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に對して修正を行いましたのは、引用条文が当然かわつて来るための整理であります。

○中井委員 修正案に關しまして、修正提案者に対し質疑を許可いたしました。この質疑の時間についてお諮りをいたしますが、各人十五分程度ということにつき御承知をいただきたいと存じます。

「二十分にしないさい」今になつてけち／＼するな」と呼びその他発言する者あり

○中井委員 十五分程度で……「あかぬ」と呼ぶ者あり、笑聲」十五分程度で御異議ありませんか。

「異議なし」「異議あり」「けちなこと言うな」と呼び、その他発言する者多し

○中井委員 異議があるならば、やむを得ませんから採決いたします。各人十五分程度で……「門司委員」委員長、議事進行について」と呼ぶ「門司君」

○門司委員 今委員長は、これを採決というお話でありましたが、今出ておられますこの修正案は、実は各委員は今見せられたばかりであります。従つて先ほどの副総理に対する質問は、大體概括的な質問であつて、それは二十分程度でよかつたかもしれませんが、今度の場合は、私は十五分に限られたのじややれないと思ふ。少くともさつきの副総理との間にとりかわされたくらい

の時間を与えていただきませんか——何も無理に、われ／＼は二十分与えられたから二十分やらなければならぬという義務づけられたものじやございませんの、一応こういう質疑の時間等は採決に問うというような、四角定規のことをしないで、常識のあるところ、大體二十分程度にしていただいた。そういたしましたら、私は十分情理を尽せぬと思ひます。

○中井委員 それでは各位にあらためてお諮りいたします。ただいま質疑の通告のある方は北山君、中井君、西村君、古井君、門司君、熊谷君の六委員であります。ただいまの門司君の御発言の趣旨をくみ、各人二十分、その以外の方は質疑なしとして進んでよろしうございませうか。

「異議あり」と呼ぶ者あり

○中井委員 そういふ御趣旨であるならば、これは何人でも質疑をされるということになると、なか／＼多くの時間をとります。そこでこれは各党割当ての何時間というふうなことにするより道はないと思ひます。

ただいま申し上げました以外に、大矢省三君から申出がありましたから、これは追加いたします。従つて二十分ずつで質疑することに御承知をいただきたいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中井委員 門司君よろしうございませうか。

○門司委員 けつこうです。

○中井委員 皆さん御異議はなしと承知いたしました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中井委員 さように決定をいたします。古井喜實君。○古井委員 私はこの修正案に關連しまして政府の御所見を伺つておきたいと思ひます。今回の警察法の審議はま

ことに長い時間を要しましたが、しかしこの警察法をめぐつてまことに論議が沸騰した、かつまたこの法律をめぐつて府県と都市、国警と自治警の間に非常な対立を生じたと思ひます。今まで長い時間をとりましてここに三党の修正案が提出されることになりました。ようやくしてここに警察法案の成立の曙光が現われて来たと思ひます。私はこの機会に政府にお伺いをいたしたい問題があるのであります。この法案をめぐつてのたゞいま申す府県と都市との対立、国警と自治警との対立、それがこの法案成立の後において掘根を残すことがないかどうかということ。

〔発言する者多し〕

○中井委員長 御清聴に願ひます。

○古井委員 憂えておるのであります。特に重要な問題は、この法案がかかる修正のもとに成立するといひまして、その後における警察職員の人事の問題において、もし公正な人事が行われないということでありまうならば、後日警察部内に大きな派閥を生ずるおそれがあると思ひます。今日の国警の幹部諸君、または自治警の幹部諸君は、元を申しますと、旧内務省の部内の諸君が大部分であります。つまり同じかまの飯を食つた諸君であります。しかるに今回の法案提出の経過にまことに不十分な点がありましたために、国警と自治警との間に感情のひどい対立を生じておると思ひます。そこでこの法案成立の際には、片寄らない人事ということをして御考慮になる必要があると思ひます。法律施行の際に、現在の内閣が依然としておいでになるかどうかは知りませ

ん。しかし大事なことは人事が公正でなければ、掘根をあとに残すということが、私には非常に気になるのであります。この辺について、担当の大臣は人事の問題についてどういう心構えを持つておいでになるか、この点について特別にお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 私のもまことに公正な点であろうと思ひます。人事の公正という点につきましては、原案において政府が意図いたしたる警察制度が通過せられし後に後におきまつたのでございまして、皆様の御意見によりまして修正がなされるのでございまして、この後においても私もといたしましては、人事はあくまでも厳正公正に、しかも最も適材を適所に配置するように心を配りたい、かように考へております。本制度の改正につきまして、まことにお話のごとく自治警あるいは国警、あるいは府県あるいは都市等におきまして、種々意見の相違するものがあつたことは事実であります。しかしこれは民主主義の建前でありまして、あくまで各自の抱懐する意見を公表するといふことは当然のことでありまして、一たびきまりました以上は、既往はすべて水に流して、適正にこの警察という非常に重要な国務にそれ、従事するべき心構えを常に持たれる覚悟をきめておられるのではないかと存じますが、私どもといたしましては、人事の厳正公正といふことにつきましては、十分配慮いたしたいと思ひます。

○古井委員 大臣のお考えは大体了承いたしました。つきましては、たゞい

まお話のごとく国警、自治警の感情的対立が起つておるということをよくお考えの上で、公正な片寄らない人事を、本法成立の上はぜひお考え願ひたい。どういふ人事をなさるかといふことは、この制度自体の今後の生命にも関して来ると思ひます。私はその一点だけ希望を述べ、かた／＼お伺いをして質問を終わりたいと思ひます。

○小坂國務大臣 私もすべての制度の運営の可否といふものは人を中心とする。人によつてすべての成否がきまると思ひます。過言ではないくらい人事といふものは重要と考へております。御意見のごとく私も考へて、適正なる処置をあらゆるようにいたしたいと思ひます。

○古井委員 私の質疑は以上で終了

○中井委員長 古井君の御質疑は終了いたしました。次は大失省三君。――ただいまの順序は誤りました。北山愛郎君。

○北山委員 私先ほどの門司委員の御発言の通り、先ほど初めてこの修正案を拝見いたしました。実はこの内容を詳しく検討する十分な時間がないのでありますが、二、三疑問の点につきまして提案者に質問をいたします。

まず第一、この内容の中で私も一番疑問に思ひますのは、大都市の警察について、特別特例を設けたわけでありまして、これをさらに一箇年間は現在のやり方でやらせる。来年の七月の一日からこの修正案の本文のようにやる、こういう点であります。なぜ一箇年だけ大都市についての経過的特例を設けられたか、まずその趣旨をお伺いしたいと思ひます。

○西村(直)委員 お答えいたします。大都市に申しますのは、御存じの通り率直に申しますれば五大市、すなわち地方自治法に基きまして政令で定める都市に對しましては、都市がきわめて人口大であり、また犯罪の状況等からかんがみまして、いわゆる経過措置を除きました修正案に移るにつきては、準備期間等を考へて一年という経過措置を入れたわけでありまして、この一箇年間は今お話のように大都市の警察については、その組織その他現在のやり方で一箇年間は進む、こういうこととでございまして。

○西村(直)委員 お答えいたします。大体この法文におきまして警察と同一ように扱います。従つてそれらの根拠になります内部の組織であるといふようなものは附則の第三十項に「附則第二十八項の規定により指定市に置かれる市警察については、当該指定市をもつて一の県とみなし、指定府県以外の県の警察に關する規定を適用する。」従つて警察の規定が大体適用になつて参る、こうお考え願ひたい。

○北山委員 ただいまお話になりました規定の意味から言いますと、政府の原案の中の都道府県警察に關する規定が全面的に適用になる、こういうふうな考へてよろしうございませうか。

○西村(直)委員 さうでございませう。

○北山委員 ただ私が非常に疑問に思ひますのは、たゞいまお話のように、その指定市については、これは県のようになし、そしてその県の警察の規定を適用する、こうあるのございませうか。

が、警察職員については明文がないわけでありまして。従つてこの一年間、大都市警察に勤務する職員については、この政府原案の警察職員に關する規定の適用がないと修正案の条文上は解されるのであります。それでよろしうございませうか。

○西村(直)委員 お答えいたします。もちろん一年間は市の特定の警察正以上中央任命以外の者は市の職員でございまして。従つて市条例等を根拠にして参るわけとでございまして。その市条例等はたゞいまの關係から五十四条の規定あるいは警察法の規定等を準用する、一応その基準を参考にして行くようになると思ひますが、市職員として一応行く。

○北山委員 ただいまお言葉がはつきりしなかつたのであります。たゞいまの政府原案の五十三條なりあるいは五十四條、そういうものは適用になる。しかしそれ以外の警察以下の職員については、市の職員として従来通りである、このような意味でございませうか。

○西村(直)委員 はつきり従来通りとも言い切れない点があるかもしれませうが、市の職員でありますから、一応市条例は新しくつくることになると思ひます。県の部分につきましては県条例、市の部分につきましては市の条例が、市の部分につきましては市の条例が、その基準等は、一応五十四條等を基準にしてつくつて行く、こういうふうにお考え願ひたい。

○北山委員 そういたしますと、この一年間は市の職員である警察職員については市の条例で規定するところになしまして、こういうふうな趣旨でございませうか。

○西村(直)委員 さようであります。

○北山委員 そういたしますと、この政府原案のいわゆる県の警察の規定が市の警察に適用になる、そういう意味は、県警察の内部組織とか、あるいは警察庁との関係とか、そういう点については、これは県警察と同様に扱われるだという意味にしか解されない。そこでこの政府原案の第五章の警察職員に適用する規定というものは、この修正案では適用にはなつておらぬわけであり

ます。従つて第五章に規定してあります警察官の階級であるとか、あるいは警察官の職務であるとかあるいは職権行使であるとか、そういうふうな規定は今の市警察には適用がない、こういうふうな考へてよろしうございませうか。

○西村(直)委員 この附則にあります通り、県警察に関する規定は、すべて適用になる、こういうふうにお考え願ひたいのであります。

○北山委員 しかしそれならば、県警察に関する規定というのは、政府原案の体裁から見れば、県の公安委員会に関する規定も実は含むわけですか。ところがその公安委員会については、第三十一項でございませうか、一年間は指定府県の公安委員会については指定府県以外の県の公安委員会に関する規定を適用するといふに、わざわざ「公安委員会については明記をしてある。従つて私はこの修正案の文章の文面上の解釈からすれば、府県警察に関する規定の適用というものは、いわゆる警察庁との関係であるとか、あるいは内部組織であるとか、そういうふうなものについてだけ適用があると解せざるを得ない。職員に関する規定については、こ

れは第五章として別個の章になつておりますから、これは別にはつきり修正案の中に職員に関する規定も適用があると明示しない限りは適用がない。私はそう解釈せざるを得ないのであります。この点について提案者並びに法制局の御意見を承りたい。

○西村(直)委員 提案者といひましたし、各党のこの提案いたしました共同の意思といひましたし、附則二十八項に経過規定を設けました通り、この法案の県警察に関する規定はすべて適用になるといふに考へております。但し特に公安委員会を五人にいたしました部分だけは、これは適用になりませんのですから、三十一項といふものを新たに起しました。なお詳細につきましては法制局から答弁をさせていただきます。

○三浦法制局参事 私から補足して御説明申し上げます。ただいま提案者から御説明がありました通りでございませう。それで特にこの公安委員会につきましても、御承知の通り五大市に関する警察につきましても、公安委員会の人数が普通の県よりもよけいになつておりまして、やはり五人ということにいたしましたので、その分につきましても、そのまゝ適用されたと困りますから、特に附則の三十一項に例外規定を置きまして、県の公安委員会並に扱ひ、こういうことにいたしました。

それから先ほどもちよつと提案者から御説明がありましたように、附則の三十項では当該指定市を一つの県とみなすといふことになつておりますから、大体中で県と書いてある県警察に関する事項はそのまま規定の適用がある、

かようにお考へになればいいのじやないかと思ひます。

○北山委員 私どもはどうかたいたいまの点は、やはり原案についての各章別の扱い方から見ても、都道府県警察といふのが第四章にある。そしてその中に公安委員会なり、あるいは都道府県警察の組織、相互の関係等を規定してある。そして警察職員という一般の職員に関する規定は第五章に別に掲げてあるわけなのであります。従つてその事項については修正案においてはつぎとつたわけなければ、これは法文の修正案としては不完全なものであらうと私は考へておりました。全部

の警察と同じだ。ただ公安委員会についてだけ違ふのだという御解釈であります。これはおそろく内容的に一致を認めて行けばよろしう疑問の点が生ずると思ひます。

それでは時間もありませんからこの問題はその程度にいたしまして、新しい市の警察部長というのとは方面本部長と大体同格のように扱つておりますが、警視正以上でない場合があるわけでありませうか。全部警視正以上でありますか。

○西村(直)委員 實際上全部警視正以上だと解釈いたしました。

○北山委員 そういたしますと、第五十四条でありますか、原案の五十四条に對する修正、本部長の任免で「本部長以外の警視正以上」をこのところへ市の警察部長といふのが第三項あるいは四項には入つておらない。これはわざわざ入れなかつたのか。その前の方には入つておりますので、わざわざ入れないといふことは、警視正以上でない

い市の警察部長があるということも考へなければならぬのではないかと、こゝういふふうに解釈されるのですが、わざわざ「そこに入れなかつたという理由をお聞きしたいのです。」

○西村(直)委員 警視正以下であるといふことは考へられないからさういふふうにはいたしません。

○北山委員 それでは第五十四条の第三項のところに、「警視總監、警察本部長及び方面本部長」そのところへ修正案でもつて市の警察部長を入れたらどうか。入れる方がほんとうではないかと思ひます。

○西村(直)委員 立法技術の問題でありますから、法制局からお答えいたします。お答えがありました通りであります。實際面から市警察部長は警視正以上だ、こういうことではございませうが、法律上の問題といひましたし、市警察部長は警視正でない場合も一応予定することができまので、法律の上では特に限定をいたしません、このような規定を置いたわけでございます。ただ實際問題としては警視正以上だからこの規定が働かない、これだけでございませう。

○北山委員 だから私は聞いたんです。方面本部長は必ず警視正以上だといふことはこの文章の中にありますからわかるのですが、市の警察部長だけは特に承認をしなかつた。これは理論上警視正以下の場合もあり得るといふことを予定しているわけですか。ところが市の警察部長が警視正以上でないといふことは、先ほどの御説明とは矛盾

するのでございませうが、その点をもう少しはつきりしておいていただきたい。

○西村(直)委員 ただいま特例になつております市は、御存じの通り人口はきつめて大きいところでありませう。そこに、北山さん御想像通り警視正以下を持つて行つたら——おそろく問題はさういふ非常識的なことは行へないと思ひます。御理解をお願いしたいと思います。

○中井委員長 北山君に申し上げますが、残り時間五分になりました。

○北山委員 これはちよつと見ただけでもいふと疑問な点がある。時間がないうでございませうから次にお伺ひしたいのは、今度は長官の任免、警視總監の任免、あるいは都道府県警察本部長の任免等についてそれらに相當の修正があります。その点字句の解釈でございませうがそれをおつておきたい。

長官の任免は国家公安委員会が総理大臣の承認を得て行ひ、その次に警視總監の任免でもありますが、その「承認を得て」といふのは、承認を得なかつた場合にはこれは無効であるかどうか。そういう場合国家公安委員会が承認を得て行ひ、その次に総理大臣が同意を与えない、承認を与えない、そのときに任免を執行した場合に、それは無効でございませうかどうであるか。これは必ずしも無効であるとは限らないのではないかと考へております。

○西村(直)委員 これは人事を考へまして、こうした人事につきましておそろく国家公安委員会として、総理大臣としても良識をもつてやることがたと私は考へております。従つて承認が得

られないような人事はまずあり得ないと考えております。

○北山委員 法文というのは常にそれを守る人が良識のある人ばかりとは限っていないことを予定しなければならぬ。そういうことは考えないで、良識とかなんとかいうことは考えないで、法文の上で、これを解釈すべきものだ。そんなものは入れるべきものではない。そういう形容詞はひとつ抜きにしてお答えを願いたいのですが、次の警視總監の任免について「国家公安委員会が都の公安委員会と協議し」とあるが、これは協議をするという意味だと思ふのですが、協議をして意見がと

のわない——一応協議したからといって意見が合わなくても、国家公安委員会の方で任免してもさしつかえないかどうか。協議という手続を経ればそれでいいのであるか。その点をお伺いしたい。

○西村(直)委員 提案理由ではつきり申し上げましたように「都公安委員会の同意を得て」となっております。もしあなたの御配付を受けた書類が「協議」となっておりますれば、これはミス・プリントではないかと思ひます。

○北山委員 どうもいろいろ古い書類や新しいのが次から次へと出て来ますので……。それではその「同意」というのは、やはり先ほどの……

〔私語する者あり〕

○中井委員 静粛に願います。委員の質疑が聞えせん。

○北山委員 同意を得るといふのは必要の条件であるか。これを同意を得ないでやつた場合には無効になるかどうか、これをお聞きいたします。

○三浦法制局参事 「同意を得た上」あ

るいは「同意を得て」と書いてござい

ますので、それによらない場合は違法だということになります。

○北山委員 それからこまかい点でございますが、市の警察部が府県の警察本部の事務を分掌するということがあ

るわけですが、どの程度の範囲の仕事

を市の警察部に分掌させざるお考えで

あるか。その分掌をした仕事の範囲で

は市の警察部というのには独立性がある

のであるか。分掌をどの程度に考えて

おるか。

○西村(直)委員 市の警察区域の警察

事務は全部であります。従つて全部と

いう意味においては独立性がある。し

かし同時に経過規定以後の特別市につ

きましては、府県警察本部長の指揮監

督を受ける。その意味では一つの指揮

命令系統がある、こういうふうに考

えておられます。

○北山委員 こまかい点をいろいろお

伺いしましたが、結局この修正案のよ

うに、大都市の警察というものが一年

間は大体ある程度の独立性を持つてお

る。しかしその後一年後になりますと、

やはり府県警察の中に入つてしま

う。そこでやはり自治体警察というもの

の自主性というものが一年後にはほと

んど失われてしまふのではないかと思

うのであります。その点、並びにた

だいまの任免権について、長官の任免

なり、あるいは警視總監の任免、ある

いは本部長の任免について、どの程度

の民主的な保障が確保されるという自

信を持つておられるか、この点をお伺

いしたいのです。それはなぜお聞きす

るかとお申しますと、国家公安委員会

というものが現在の国家公安委員会な

らば、これはまだ内閣との関係は一応

独立をしておる、ところが今度は国家公

安委員長は内閣の大臣でありますからし

て、内閣総理大臣のさしずのまに動

くものであります。そういうふうな固

家が公安委員長が主宰をしておる委員

会が任命をするといつても、しかもそ

れが総理大臣の承認を得るということ

になれば、現在の政府の原案と実質上

大した相違がないのではないか、そう

いうふうな考へるものであります。ど

の程度の民主的な保障が原案に比して

確保されておるとお考えであるか、そ

れをお伺いいたします。

○西村(直)委員 一年間は確かに中央

にはつながりますが、一つの市域を単

位とした府県並の警察ができるわけ

であります。そうして一年後におきま

しては、市には警察部長を置き、それ

と同時に、市議会の同意を得て、市長

の推薦でありますか、公安委員ができる

わけでありまして、従つて一年経過後

におきましては、市域の代弁者として公

安委員というものが市の特殊事情につ

きましては十分発言もなし得るし、同

時に市域の特殊事情のために、特に今

度の改正案におきましては、市の警察

部長を置く、こういう形をとつてお

ります。

○北山委員 最後にもう一点だけ伺

います。大都市警察の職員であります

が、これがやはりほかの県の警察と同

じように扱われるとすれば、給与上は

どういふことになるのであるか、やは

り従来の給与をそのままらうのであ

るか、あるいはほかの都道府県の警察

と同じように、一部は調整し、ある人

つた真意をお伺いしたいと思ひます。

○西村(直)委員 お答えいたします。政府がどういふふうな答弁をなさいますか、私どもも三党で共同修正しまして資格制限を緩和しました理由は、先ほども申し上げましたように、広く人材を求め、しかも同時に、公安委員会の中には多少専門的な経験があつたところで、あえてその資格を制してまで押える必要はないではないか、いかなる人でも、いかなる職にありましても、それ／＼人によつてものはさまるのである、私どもはこういう考えから、こういう案を作成した次第であります。

○中井(徳)委員 今の西村さんの答弁は、先ほどのあなたのこの修正案の説明と違ひます。先ほどの説明は、専門の経験を有する者も必要であるという説明をいたしました。私はその説明を聞いて、それで公安委員会の性格をあなたはどう考へておられるかということをお尋ねをしたのです。公安委員会に専門屋が必要ならば公安委員会はいりません。そういうお考えを押し進めて行くならば、公安委員会不要論になります。それで私は最初に公安委員会は何だとしてあなたはこの子供のような幼稚な質問と聞かれたかもしませんが、お尋ねをしたのです。公安委員というものは住民の代表です。国民の代表です。しるうの方がいいんです。なぜ専門屋が必要であるか、その点を伺ひたいします。

○西村(直)委員 もちろん公安委員会が警察の民主的運営のためにきつめて重要であることは、私ども十分了解いたしております。しかしながら任命

前、五年前くらいまで——警察の経験その他警察の経験があつた者は一切排除するまで厳格にしないでもいいんじゃないか、こういう考えであります。

○中井(徳)委員 その点で私どもも納得ができません。この警察制度に他の制度と違ひまして公安委員会というものを設けましたのは、警察は権力を持つておる。住民の生命財産という非常に貴重なるものを預かつて、しかも権力を持つておる。そこでチェックの機関として国民の代表を入れておくのである。あなたのようなお考えなら、これはもう公安委員はいりません。ほかの制度と同じ地方分権を完全によつたらよろしい、私はそう思う。従ひましてわれ／＼が強くこれを主張いたします。これは、権力が強ければ強いほど、そういう時代にあつた人たちがいいけない、従つて戦前の警察官はいけない、戦前の憲兵はいけない、私は戦前の警察官の検事であつた人たちは遠慮してもらわなければいかぬと思う。このことは西村さん、私は個人々々をさしておるのではありません。はなはだどうも申し上げにくいのであります。この修正案に御関係なすつた人たちは、戦前の警察に御関係なすつた人たちは多いのであります。私はその個人個人がどうであつたとか申しません。皆さんりつばな方であつたらうと思ひますし、そういう方がおなりになるのかどうかというのを私は申し上げておるのではありませんが、これは法律です。制度です。戦前の憲兵、警察官、検察官は何千、何万とおるのです。しかも国家公安委員だけではございせん。全国都道府県におるのです。戦前

吉田総理をひつ／＼つた憲兵を公安委員にしてみたいんですか、皆さんは……私はこの点において、皆さんのあまりに安易な、おれたちはまあよかつた、それだからやつてもいい、おれたちは別に悪いことはなかつた、そういう主観的な私心私意は、この法案の作成において最も遠慮をし、最も反省をすべき問題であると思ひます。この思想が全般に通じて私は今回の警察法の改正になつたのじゃないか、こういうふうにお思ひ至りますと、この改正は非常に小さいようではありますけれども、この根こそわれ／＼は抜き取らねばならぬ、かように考えるのであります。西村さんどうです。

○西村(直)委員 御意見は一面におきましては、あるいは傾聴に値するかも知れませんが、あるいは傾聴に値するかも知れませんが、また修正いたしました意見は相当世論にも聞いてみて考えた点であります。われ／＼の方から見れば、残念ながらその御意見は承つてはおきますが、いささか片寄つた意見であるというように私どもは解釈いたしております。

○中井(徳)委員 なるほど先ほども緒方副総理は自治体警察をやめてくれと言つて来た市長があるとか、市議会があるとかいふことであります。もちろん警察官をやつた人、憲兵であつた人、公安委員をやつてみたいと思ひます。人々はたくさんあるだらうと思ひます。そういう話ももちろんあなたの方の耳に入つて、それをもつてどうであるか、それを判断するのが皆さんの国会議員としての任務だと私は思ふ。私どもがこれを申し上げておるものは、実は政府が一つ過去において失敗をしておるのじゃないかと思ひます。その内閣はどの内閣であつたか知りませんが、道路管理に關しまして委員会をつつて、これは全国のバスの運営その他の認可をいたしましたのに、国民の代表を選出いたしました、バスの路線の認可申請がありましてときに審議をする委員会があります。その委員会はそのバスが民衆のためになるかどうか、その道を通つて国民が危険を感じないかどうかというふうな、まづた国民の側から見る委員会があります。現在でもあります。ところが実際の活動を見ますと、まづたバス会社の出身の専門屋とか、あるいは鉄道の古手の官僚とかいふことになりまして、ちつとも民衆の代表になつておりません。私は特にこういう制度を設けましたのは、そういうふうになつてはいけないというので制限した。ことに警察という人命に直接影響がある、権力を振うという意味において、特にこの点を制限したと、こう思ふのであります。それを簡単に五年前というふうなことで解決される、私にはほんとうに皆さんの側に立つて考へてみましても、どういふわからない、非常に安易な一方的な意欲に満ちた考へのように思われるのであります。その点であなたと私の意見が違つたと言へばまた何を言わんやであります。これでは私は遠からずして公安委員会を設けた趣旨がなくなつて行くのであらうというのを予言したくなるのであります。西村さんに最後にもう一度この点について御意見を伺ひたい。

○西村(直)委員 先ほど申し上げた通りであります。

○中井委員長 中井君の御質疑は終了いたしました。西村力弥君。

○西村(力)委員 お尋ねいたします。任免関係が大分当初の政府案と違つて参りましたが、警察庁長官の任免権が国家公安委員会に移つた、しかし総理大臣の承認を得て行つた、こういうことでございますので、一体実質的に任免権はどちらにあるのか、形式的には公安委員会が持つのだが、実質的にはどつちが持つておるか、どういふうかいに起案者はお考えでありますか、御答弁願ひたい。

○西村(直)委員 実は主として長官の任免だと思つておりますが、政府の考へも一つの考へではあります。より以上中立性を確保するというような観点をあつて出さうと思つておきまして、国家公安委員会が総理の承認を得て行つた、従つて国家公安委員会が任免の主体であることを、はつきり法文は表わしておるわけがあります。

○西村(力)委員 政府の原案によりましますと、たとえば道府県の警察本部長の任命などは府県の公安委員会の意見を聞いて警察庁長官が任命する、意見を聞くと、こういううぐあひになつておるのではありませんか、このたびははつきり同意を得てあるいは承認を得て、こういふうぐあひになつておるのではありませんか、この任命権の実質的な所在というものはどちらであるか、形式的には公安委員会が持つのでありますし、けれども、実質的にはどちらが持つのであるかという点になると、まことにあいまいしごくなんです。今国家公安委員会が警察庁長官の任免権を持つといひますが、内閣総理大臣が承認を与えない、こういうこ

となつたら全然公安委員会がその任免権というものを行使できない。そういうぐあいに総理大臣の一笑一顰によつて左右される権限が任免権といえるかどうか、われ／＼としてはどうしてもその点に關してはたゞいまの答弁では納得できない。再度御答弁を煩わしいと思う。

○西村(直)委員 法律をすなおにお読みいただければ、はつきり「国家公安委員会」となつておりまして、あくまでもこれは自主的の主体と考えております。なおこれは法律的な解釈につきまして重ねて法制局の方から補足をさせます。

○三浦法制局参事 ただいまの点につきましては、提案者から御説明がありました通りにも考えておりまして、法律上はごまかでも国家公安委員会が任免権の主体であると考えております。

○西村(力)委員 同意を得られないとすれば、公安委員会は新しい警察庁長官を押し出して、これでいかにございましょうと総理大臣にお伺いを立てる。これも承認されない、また探して行つても承認されないというところになつたら、そんな任免権なんて一体どこにある。これは結局公安委員会として総理の不承認の前に立つて総辭職をせざるを得ないということになるのではないかと私は思う。そういう点からいつて、法制局の法律論についてのそういう話はとにかくとしまして、實質的に国家公安委員会が任免権を持つとはとうてい考えられない。しからばかりにたゞいま起案者の答弁の通り国家公安委員会が任免権を持つとするならば、大臣にお尋ねいたしますが、先

ほどの緒方副総理、あるいは前々からの連統の審議におきまして、警察庁長官を任免する権限を総理が持たなければ、政府として治安の責任はとれない、これは強く主張せられて参つたのです。たゞいまこういう修正案が出て参りまして、政府としては治安の責任を放棄されたのかどうか。今までの答弁及び直前の緒方副総理の答弁においても、任免権を持つことによつて政府の責任を明確化する、それによつてと得るのだという答弁をしておる。この点について政府の答弁を願いたい。

○小坂国務大臣 この改正によりまして政府は治安の責任を放棄するかという点であります。放棄はいたしません。総理大臣の承認を得て行つたのでありますから、国家公安委員会と内閣総理大臣との間に十分なる協議が行われ、円満なる良識の相互の認識のもとに承認が行われるのであります。この間の意思が疎通するのであります。この意味におきまして、内閣は治安の責任はやはり帯びるということになるのであります。

○西村(力)委員 そういふ答弁ではわれわれは納得できない。「総理大臣の承認を得て」だから、承認しないといふことになればいつまでもたつても解決しないものがある。一体實質的に国家公安委員会というものは、政府の意のままにならざるを得ない委員会だ、これは政府原案よりもなお一層公安委員会の隷屬性を明示しているのだ、こういうざるを得ない。

それから大都市に關する警察を一年間だけ現状のままにしておくといふぐあひになつておるようでございますが、一体この警察法の改正は、国家地

方警察の管轄は能率の点においてもあるいは指揮系統においても十餘だ、こういう立場をとられておつて、むしろ大都市に発生する、あるいは発生しつある事犯というものを防止するがために、この改正をしなければならぬといふのが重点なんです。単なる村や何かの警察がどうしようという問題じゃなく、大都市の治安というものを主として政府はこの警察法改正をして来たのだといふことは間違いない。何も村の治安が治まらないから、いなかの治安が治まらないから、この警察法を改正するといふのじやない、ほんとうの重点は大都市に置いてある。しかるにもかかわらず、大都市の方は一年間開放してもよろしい、現状のままにしておいてもよろしいといふような方向をとられておるという事は、われ／＼として最初の意気込みとこへやら、こういうぐあひにいわざるを得ない。今までの審議は一切われ／＼に對する答弁なり何なりが偽りであつたといふことをいわざるを得ない。これでは一体警察法改正をする根本趣旨は、農村の村々の、山村の治安を確保することが必要のために、大都市は一年くらいおいたつて治安上の問題はまあいいんだ、こういうぐあひに考えられておるかどうか、その点について御答弁を願いたい。

○西村(直)委員 なるほど西村君の言われるように、大都市警察については政府案は府県の警察への一元化、言いかえればある程度の広域警察への一元化をはかつておるわけでありまして。これは警察運営の有機的な活動になるたけスムーズにやりたいという政府の意思はわかりますが、しかし御存じの通り

り今論議になつております特市、特別を認める市域は格別人口も多いし、犯罪も相当重要だし、同時にまたその組織も今日かなり複雑化しておる面もありまして、一年間の猶予期間といふものを大体現行に準じて置きまして、その間の準備をスムーズに行いた、こういう趣旨でございます。

○西村(力)委員 大都市の機構が複雑だとするならば、なおこの修正はいけない。なぜならば、この一年間は、やがて来るであろう國警編入の準備としてその事務に忙殺され、あるいは大都市の治安に従事するその警察職員が一年間の期限付の死の宣告を前にして——死の宣告と言ふとちよつと言葉が過ぎますが、そういうものを前にして、ほんとうに警察官としての職務を十全に行ひ得る心理状況にはないままに、一年間むしろ放置されるのです。しかも警察当局としては國警に移さんためのいろいろな手続、そういう処理、そういうことのために忙殺されて、こういう規定を置くことによつて、なお一層都市の治安というものは野放しにされて来る。こういうことになつて、政府の警察法改正を意圖せんと意氣込んだところは、完全にこれによつて踏みこたれて来る。こういう点についていかなる意見を持つのか、あるいは政府側としてどういふ観点を持つのか、私の危惧する点について安心を与えるような明快な御答弁をいただきたい。

○西村(直)委員 お答えいたします。私も先ほど申し上げましたような趣旨で、大都市につきましてはその特殊な期間に置きまして、一年間という準備期間は置きますが、その間にはこ

れを受入れる方も、同時にまた受入れられる方もその点は良識をもつて円滑なる準備を進め、また同時に警察任務というもののきわめて重要であることは、大都市警察の首脳部はもとより、一般の職員も十分存じておりますから、御心配になる点は全然ないと考えております。

○西村(力)委員 ただいまの答弁にはなりません。ただそう考へる、信念だ、こういうことになりまして、いやしくも法律をつくるのに、そういうぐあひに答弁なされてつくるなどという点ではいけないのです。そういう答弁ではとうてい私としては納得できないのです。とにかくそういうわけで、一年間の期限をつけて國警に編入されるんというなま殺しのままに置くという点では、大都市の治安というものは全然できて来ない。この点に關して小坂大臣にお尋ねしたい。こういうことで、一体ほんとうに政府は最も懸念する大都市の治安に對して責任を持ち得るといふぐあひに考へるか。

〔委員長退席、離尾委員長代理着席〕

○小坂国務大臣 政府といたしましては、原案を提出いたしてゐるのでありますけれども、國會の御修正という点とはこれは國會の権限自体に属することでありまして、政府は國會において修正せられるならばこれに従うわけでありまして。しかしこういう御修正がなされましたにつきましては、それ／＼の理由のあることでありまして、私どももいたしましてはこの切にかえによりまして混乱といふことのなきようになり、人事を初め給与その他の点におきまして、十分不安を生ぜしめざるよう

に配慮いたして、ただいま御指摘のような点のないように心がける所存でございます。

○西村(力)委員 これはそのような御答弁でございますので、いくらやつてもこれはしょうがないと思います。ただただいま申されたこと、これにつきましてはほんとうに真剣にわれ／＼としては考えていたきたい、かように思うのです。

なお今度はこの府県公安委員会の人数を五人にした、こういうことでございますが、この前の案ですと、三人で十分にこれは住民の意思を問ひ得るといふぐあいに確信を持つて答弁せられておつたが、忽然として五人にされてゐる。こういう点はいかなる理由でこういうことになつたか、これをひとつお尋ねしたい。五人でなければやはり不安だといふぐあひになつたのかどうか、その点をお尋ねしたい。

○西村(直)委員 お答えいたします。五人にいたしました理由は、市の地域から市の住民の意向を十分いゝゆる広域地域にあたる府県警察に反映せしめる意味から、特に市議会の同意を得て市長の推薦する者二名が加わつたために五名、こういうふうになつたのであります。政府の案より改善案だと私は考えます。

○西村(力)委員 それは大都市の存在する府県はそういう理由もあるでしょう。だがそのほかの府県は三人で間に合うと言つたのに何ゆゑに五人にしたのか、その点について……

○西村(直)委員 大都市は、先ほど申し上げましたように人口稠密でありまして、非常にその特殊性もあらうと思ひますから、従つて一年間の準備期間

を置いて、その後におきましては市の特殊性を十分に府県警察というものに反映させたいという趣旨から二人加へたのであります。

○北山委員 関連して……。この公安委員会の問題につきましてちよつと疑問があります。一年間だけ特例を認められるならば、指定の市の公安委員会というものは、これは今度の公安委員会と同じように取扱われるというように、先ほどの説明で伺つたわけでありまして、そういたしますと、この経過規定の附則の第二によりまして、改正前の警察法はこの法律の施行によりて廃止されるということになりますから、この一年間だけの暫定規定について市の公安委員会はあらためて選挙というか改選をしなければならぬといふふうになるのですが、そんなめんどくさいことをして一体いいのですか。一年間だけの市の公安委員会をやはり新しく改選をして、そして任期の点につきましても非常に疑問があるのではありませんか、一年間だけでありまして、今まで三人であれば三年、二年、一年といふふうになつておつた。今年一年になればそれらの問題もあると思うのです。とにかくそういう暫定的な措置をとる市の公安委員会の改選をわざ／＼やらなければならぬのかどうか。今までの市の公安委員会はいいのじやないか。しかしこの経過規定、附則によりまして従前の警察法はその点について廃止になる。でありますからそう解せざるを得ない。非常に矛盾だと思ふのですが、その点を明らかにしていただきたい。

○西村(直)委員 市警察がここで新しくもろろん、隊長と申しますか、市の

本部長が中央任命で充足します。従つて市の公安委員会も新しく構成されますから、従つて市の公安委員がもろろん再任されましてもいいのであります。が、新しく任命されるその期間は一年、こういうふうには私も立案いたしてあります。

○北山委員 今度の指定の大都市については一箇年だけは現在の自治体警察というものを生かしておくのだというように、私どもは了解しておつたのですが、今のお話でありますという一年間についても単に市の単位でやるといふだけであつて、何らかの府県警察の公安委員会なりあるいは府県警察の規定がそのまま全部適用されるということになりますと、一年の暫定規定というものは一向意味をなさぬのじやないか。ただ市の区域を一つの単位に置くというだけの話であります。特別に現在の大都市の自治体警察というものを、一年間は存置しておくといいのでなくして、内部組織から何かみなかえて行かなければならぬ。そういうふうには先ほどの説明でありますともう根本的に公安委員会はかえてしまふ。それから組織の方もかえてしまふということになつて、新しい警察法がはかの府県と同じようにただ市の範囲で行われるというにとどまる。先ほど準備が必要であるとか何とか言ひますけれども、結局今のままで置いて逐次準備をしてやるといふのでなくして、公安委員会からして改めてしまふということになると先ほどの説明とは矛盾する。それほどもんどくさいことをやつて、たつた一年間のことをやつて、それで機構から何からかえてしまふなければならぬというの

は、まことにめんどくさい話で、気のきかない規定だと思ふのであります。が、どうお考えになりますか。

○西村(直)委員 附則の第三十項の規定をすなおにお読みいただければわかるのであります。指定市に置かれる市警察、すなわち指定市に置かれる市警察という意味は、一年間の経過規定を別にしますれば、いわゆる市警察には市警察部長を置いて、府県の本部長の指揮を受けるわけでありまして、一年間は市警察については当該指定市をもつて一つの県と見なす。こういうことにしますからこれは現状をそのまま認めるのではなくして、新しくは充足いたします。しかしながら一年の期間をもちまして漸次これは準備をされまして、広域地域である府県警察の中に吸収されて行く。こういうふうには立案者は解釈いたしているわけでありま

す。

○瀧尾委員長代理 時間に御注意願ひます。

○西村(力)委員 委員長はそう言われますけれども、今晩ひよつこり出されましてそうして今すぐ質問を打切るといふことは……

○瀧尾委員長代理 御注意申し上げると申し上げたのです。

○西村(力)委員 われ／＼委員会は二月二十何日以来、慎重審議やつて来たのですから有終の美を發揮するようにしてもらひたい。

公安委員の資格要件については、先ほど中井委員から熱情を込めた質疑がございましたので、あまり触れたくないのでございますが、この修正を見ますと、戦後警察業務にあずかつた人は排除されて、戦前のあの警察国家の行

政をやられた人々が迎えられているという矛盾を感じるのです。何がゆゑに、戦後の者は公安委員としての資格要件を欠くのか。戦後はとにかく、あなたも言われたでしょう、大臣も言われたでしょう、民主主義を育成するのだ、あるいは憲法を守るのだ、こう言つたに違ひない。それがこゝでは、国民全体の民主主義擁護という趣旨に立つて警察行政をやつて来た人は、公安委員としては不適当だ、かつての、日本国をこのように破壊に追い込んだ警察、そういうところで指揮刀を振つた人々はその要件を備えておる、資格がよろしい、こういうような考え方、その考え方について私は非常に疑惑と危険を感じるのです。この点についてひとつ提案者の御答弁を願ひたい。

○西村(直)委員 お答えいたします。ただいま資格制限につきまして、前歴ある者は御存じの通りこの修正案では、公安委員に任命する前五年間に警察または検察の職務にあつた者となつております。しかしながらこゝでひとつお考え願ひたいのは、もちろん任命は知事でありましよう。しかしながらその間におきまして、府県会あるいは国会の同意というものがありません。で、私どもは議会の構成から見まして、国会の構成から見まして、たとい十分

にそつた経歴がありましても、非常に懸念のある人たちというものは、最後は民主的に運営されてゐる議会というものが良識を持つて排除をして行くであらうと考えるのであります。

○西村(力)委員 答弁をそらしてありますが、私の聞かんとするところは、戦後民主警察の育成に努力したという人々は排除されなければならぬとい

考えて、戦前の人はこれが受入れられると考へる、その考へ方を説明してもいいのです。私は今のような答弁を求めているわけではない。どうぞこの点について御答弁を願いたい。

○西村(直)委員 お答えいたします。

もちろん五年という期間の制限はありますけれども、これは何れもその前歴のある者だけが全部選ばれるわけでもなし、議会の同意もあります。また退職後五年という、警察法の改正はたしか昭和二十三年ですか、その後におきましてもうすでに数年たつております。従つて私どもはこの法が国会を通りまして、順次運用される段階におきましては、十分その後におきましての新しい警察の参加者が、また当然公安委員に参加されて参る、こういうふうな考へております。

○西村(力)委員 どうもその答弁には私はとうてい満足できません。(頭が悪いからだ)と呼ぶ者あり。頭は確かに悪いのですが、しかし、それでは私の一方的な所感だけを申し述べておきます。とにかく今言うように、これはやはり民主警察の飯を食つた人間はじやまなような警察にするものだ、こういうふうな考へておるのだと言わざるを得ない。しかも昔の国家警察に対して郷愁やみがたい人々が、国家公務員にならんがためにこのように制限をした、そう私は言わざるを得ない。それだけ言つて、今の答弁には満足できないものが、これをもつて私の質問を終わりたいと思う。

○瀧尾委員長代理 西村君の御質問は終了しました。

門司亮君。

○門司委員 まず最初に私は提案者に

聞いておきたいと思うのですが、さつきこの修正案の提案者であります古井さんから質問があつたのであります。また自由党からも今通告がされておる。で、一体あなた方提案者の中、ほんとうに了解を得た案であるかどうかというところは私は疑わしくなつて来た。(笑聲) 一体これはどうなんですか。(その通り)「この間の資産再評価のときと一緒だ」と呼ぶ者あり。

○西村(直)委員 改進黨の古井さんから御質問がありました。なるほど提案者である一つの政党的人から質問がありましてこれは何もふしぎはないのであります。特にその古井さんの質問の場合には、この法案の三党共同修正の打合せに欠点があつたとかそういう意味ではなしに、政府に対してこの法案が通つた場合に、人事の運営がうまく行くかという趣旨の質問であります。その点は誤解のないように願ひたいのであります。

○門司委員 政府に対してというお話ですが自由党と政府とは一体であるというところは吉田さんもしばしば言われておる。そうすると、私はこの提案者は政府も自由党も同じだ、こう考へておるのです。

○西村(直)委員 古井さんは改進黨であります。

○門司委員 だから改進黨の諸君でありますし、政府とお話合ひになつたということには間違ひがない。それだけこの修正案はさうである、つて、急を要したと私は思う。これだけは西村君もよく承知しておいてください。これだけさうなものであつたということです。

それからその次に聞いておきたいの

は、ちよつと条文に触れてこまかく聞いておかないと困るので聞いておくのだが、第一に、長官の任免は国家公安委員会が総理大臣の承認を得て行ふ、こう書いてある。従つてこれは総理大臣が承認をしなければ公安委員会は任命することができないのかどうか。一体どつちにその主導権があるのか。この点をはつきり御答弁を願ひたい。

○西村(直)委員 もちろんこれは条文に書いてあります通り、国家公安委員会が主体を持つております。

○門司委員 そうすると総理大臣が承認をしないうちはできないと解釈して

○西村(直)委員 おそらく国家公安委員会が総理大臣の承認を得ないでやれば、これは違法の任免になります。

○門司委員 そうすると結局任免権はあるが、その決定権は総理大臣にあると解釈してさしつかえございませんか。

○西村(直)委員 私どもはそれは解釈いたしません。国家公安委員会がやはり主体を持つておつて、ただそれに対して総理大臣が承認をするという……。

○西村(直)委員 先ほど総理大臣の承認を得なければ、任命した場合には違法であると言われた以上、決定権というものは明らかに私は総理大臣にある、こう思います。

○門司委員 先ほど総理大臣の承認を得なければ、任命した場合には違法であると言われた以上、決定権というものは明らかに私は総理大臣にある、こう思います。

○西村(直)委員 これは都道府県の場合をお考へになりまして「承認」あ

るいは「同意」こう書いてあります。が、確かに同意権あるいは承認権は、総理大臣なりあるいは都道府県の場合におきましては公安委員会側が持つておりますけれども、任免権の主体というものは明らかに国家公安委員会である。従つてそれだけしほられておる。こういう解釈をとつております。

○門司委員 しほられておると言いますが、なるほど任免権は、これには国家公安委員会が任免すると書いてある

○西村(直)委員 最後の決定権は総理大臣にあるとすれば、最後の決定権は総理大臣が持つておると考へても私は一向さしつかえないと思う、この点は、私はどうも答弁はおかしいと思う、どう考へてもさうだと思ふ。

それからその次に「同意」という文字を使つておる。これも聞かなければならない問題であります。その次には

○西村(直)委員 監視総監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免する。ここには同意という文字が使つてある。この同意という文

字は決定的なものでないが、承認というものは決定的なものである。承認をしなければさつき言つたように違法になるから……。

○西村(直)委員 同意の場合には主権が公安委員会にあるかもしれないが、この場合監視総監といへども、やはり次に

○西村(直)委員 「総理大臣の承認」と書いてある。同意と承認が二つ重なつてゐる。重なつてゐる以上は、どこまでも同意を得ただけではだめなんだ。この問題は非常に重大な問題なんです。総理大臣が決定権を持つてゐるということが、前に

○西村(直)委員 これは都道府県の場合をお考へになりまして「承認」あ

るいは「同意」こう書いてあります。が、確かに同意権あるいは承認権は、総理大臣なりあるいは都道府県の場合におきましては公安委員会側が持つておりますけれども、任免権の主体というものは明らかに国家公安委員会である。従つてそれだけしほられておる。こういう解釈をとつております。

○門司委員 しほられておると言いますが、なるほど任免権は、これには国家公安委員会が任免すると書いてある

○西村(直)委員 最後の決定権は総理大臣にあるとすれば、最後の決定権は総理大臣が持つておると考へても私は一向さしつかえないと思う、この点は、私はどうも答弁はおかしいと思う、どう考へてもさうだと思ふ。

それからその次に「同意」という文字を使つておる。これも聞かなければならない問題であります。その次には

○西村(直)委員 監視総監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免する。ここには同意という文字が使つてある。この同意という文

字は決定的なものでないが、承認というものは決定的なものである。承認をしなければさつき言つたように違法になるから……。

○西村(直)委員 同意の場合には主権が公安委員会にあるかもしれないが、この場合監視総監といへども、やはり次に

○西村(直)委員 「総理大臣の承認」と書いてある。同意と承認が二つ重なつてゐる。重なつてゐる以上は、どこまでも同意を得ただけではだめなんだ。この問題は非常に重大な問題なんです。総理大臣が決定権を持つてゐるということが、前に

はつきり書いてある。国家公安委員会は都公安委員会の同意を得た上で、さらに総理大臣の承認を得なければならぬようになつてゐる。同意と承認は非常に大きな開きを持つてゐるのであつて、この場合監視総監も同意だけではいけないのである。やはり総理大臣の承認を得なければならぬ。そこでこの場合最後の決定権は総理大臣が、この場合も持つてゐる。すなわち政府原案とちつともかわらないじやないですか。どこが違ひますか。

○西村(直)委員 お答えいたします。門司君と私は大部分の考へ方が違ふのであります。私どもはあくまでも国家公安委員会が主体であつて、決定権はやはり国家公安委員会にあるという考へ方である。但し条件がついてゐるが承認である。承認と同意はどう違ふか。これは御存じの通り総理大臣の場合においては、所轄してゐる関係から承認という言葉を使い、府県の場合にはさうでないから同意という言葉を使つた。同意と承認の法的な相違につきましては、法制局の者から答えさせてもよろしうございます。

○三浦法制局参事 ただいまの点につきましては、法律上私もまったく同意見でございます。任免権の主体は明らかに決定権を含んでゐるわけでありま

○西村(直)委員 同意と承認はさういう関係だと言われましても、任免権者

○門司委員 それだけ問題がはつきりすれば、決定権は総理大臣が持つてゐるということにはつきり解釈してさしつかえない。それ以外考へられない。

○西村(直)委員 同意と承認はさういう関係だと言われましても、任免権者

○門司委員 それだけ問題がはつきりすれば、決定権は総理大臣が持つてゐるということにはつきり解釈してさしつかえない。それ以外考へられない。

○西村(直)委員 同意と承認はさういう関係だと言われましても、任免権者

○門司委員 それだけ問題がはつきりすれば、決定権は総理大臣が持つてゐるということにはつきり解釈してさしつかえない。それ以外考へられない。

○西村(直)委員 同意と承認はさういう関係だと言われましても、任免権者

○門司委員 それだけ問題がはつきりすれば、決定権は総理大臣が持つてゐるということにはつきり解釈してさしつかえない。それ以外考へられない。

○西村(直)委員 同意と承認はさういう関係だと言われましても、任免権者

○門司委員 それだけ問題がはつきりすれば、決定権は総理大臣が持つてゐるということにはつきり解釈してさしつかえない。それ以外考へられない。

○西村(直)委員 同意と承認はさういう関係だと言われましても、任免権者

○門司委員 それだけ問題がはつきりすれば、決定権は総理大臣が持つてゐるということにはつきり解釈してさしつかえない。それ以外考へられない。

○西村(直)委員 同意と承認はさういう関係だと言われましても、任免権者

○門司委員 それだけ問題がはつきりすれば、決定権は総理大臣が持つてゐるということにはつきり解釈してさしつかえない。それ以外考へられない。

といへども、この自治体に対して指揮、命令、監督はできないはずである。それは国家事務に關してのみである。自治事務に關しては、これを指揮、命令、監督するわけには行かない。ところが府県警察と云つておきながら、ここには府県警察本部長が市の警察に對する指揮命令權を有する。これは、

警察の本部長を推挙 命令 監督する
と書いてある。一体こういうことが許
されることであるか。これは今日の自
治法の建前から行くと、非常に大きな
問題であると思う。一体こういうこと
が許されるのかどうか、この点ひとつ
はつきり答えておいていただきたい。
○西村(直)委員 この当該市の市域に
おける府県警察本部の事務を分掌させ
るため、市警察部を置くというのであ

りまして、あくまでもこれは府県警察本部の事務であります。市の行政ではないのであります。市域をまとめてそこでもつて統轄し、かつ同時にその部下の職員を指揮監督する、こういう意味でありますから、市の行政に介入しておるわけではありません。

○門司委員　これは自治庁の鈴木君に聞いた方がよいと思いますが、今日府県の事務が団体委任の形で市町村に委任をしますか。

○鈴木(俊)政府委員　ただいま御説明
ございましたように、府県警察本部の
事務を分掌させるためというふうな根
拠をいたそうということのようでござ
いますから、従つてこの分掌というこ
とは府県警察本部の事務を委任するの
いうふうな考えざるを得ないと思うの
であります。従つてその限度において
は、指揮監督ができると思うのであり
ます。

「指揮監督とは何だ」と呼び、離

席する者、発言する者多く、議場騒然)

○中井委員長 退場を命じます。——この委員会の中に委員外の者が入つて来て、かつてな言動をするというようなことは許されません。

○中井委員長 衛視は執行しなさい。と呼び、その他発言する者多し)

○中井委員長 衛視は執行しなさい。【発言する者、離席する者多く、議場騒然】

○中井委員長 門司君、質疑の進行を願います。

【質問しろ】「議事進行」と呼び、その他発言する者多し)

○門司委員 鈴木君に聞いておきたいのであるが、問題はこの分掌をさせるものであるから、これについて指揮監督することができると、こういうふうな大體なつておるのであります。そうだといたしますと、この市警察本部というものが当然には置かれると思ふ。いわゆる市警察部長といひますか、こういうものがここに置かれると思ふ。この置かれたということ、他の都市と異なる制度を設けたということ、私は明らかにはここに五大市の特殊性を認めたものと解釈する。従つて五大市の特殊性を法律で認めたというならば、たとえば分掌した事務であるから指揮監督ができるといふことは、あまりにもしやくし定規的なものと考え方である。五大市の特殊性を認めなければ何もこういうものの必要はないのである。一方において五大市の特殊性を認めてこれを抹殺するといふことは、非常にこの警察法の審議のためにさしつかえができて来る。従つて大都市をいかなる形において納得させ

るか、大都市をいかなる形においてごまかすかということがこの法律の私はねらいだと思ふ。ほんとうにこの法律で五大市を認めなければならぬほどの特殊性を認めておるならば、当然市の独立した自治警察を認むべきだと思ふ。従つて私は先ほどから聞いておるのであります。実質的には明らかにこれは五大市の……

【発言する者、離席する者多く、議場騒然】

○中井委員長 静肅に。——静肅に。【発言する者多く、議場騒然】

○中井委員長 この際委員会の整理をいたします。委員席に委員にあらざる人の着席は許されません。

○中井委員長 これは鈴木君に聞いた方がいいと思ふのだが、さつきから聞いておりますように、起案者の意見をまず先に聞いておきたいと思ひますが、起案者は先ほど鈴木君が答弁をいたしましたように、事務がある程度委嘱されておる、従つてその委嘱の範囲においてこれを指揮命令監督することについてはさしつかえがないであらうといふ答弁をいたしております。従つて私はここで起案者に聞きたいと思ひますことは、この百五十五条のいわゆる大都市に特別の措置を講じなければならなかつたということ、同時に特別の都市から二人の公安委員を送り込まなければならなかつたといふような実情等を勘案いたして参りますと、この大都市に対しては何らかの処置を行わなければならぬといふことは、起案者も考へておつたものと考へてさしつかえないかといふことであります。

○西村(直)委員 お答えいたします。この大都市、特に五大市につきましてこうした特例を設けましたのは、五大市の人口が幾らでしたか、おそらく七十万以上、非常に大きな数であります。従つてそこにおきましては、なるほど警察署の数はありますが、交通機関も非常に発達しておりますし、また大都會は犯罪の温床とも言われるくらいいろいろ／＼な特殊性を持ち、また一つの小さい警察署の管轄区域からよその地域に犯罪はただちに／＼と移動されたりして、犯罪が動いて行く場合があるわけでありまして、こういう特殊なからその事務を総括するものが私どもは必要であると考えて、こういう市警察部といふものを考へた。しかしこの点は門司君に十分御了解を願ひたいのであります。府県警察の一つの内部の部局として、下部の組織としての市警察部でありますから、これはあくまでも市の行政ではなく、府県警察本部の中の一つの行政である、こういうふうな考へて私どもは立案に當つたわけでありまして。

○門司委員 それは非常に重大なことでありまして、もし今の西村君のような答弁であるとするならば、私はことさらに市に本部長を置くといふようなこのごまかしの法案は、法をなさないものである。同じように一体市に対して警察の本部長がおりまして、市のいわゆる警察行政について、この本部長が単独で市の行政に相応するような行政を行うことができない。あくまでも府県の警察本部長の指揮命令を受けて

ればならないといふことは、起案者も考へておつたものと考へてさしつかえないかといふことであります。

○西村(直)委員 お答えいたします。この大都市、特に五大市につきましてこうした特例を設けましたのは、五大市の人口が幾らでしたか、おそらく七十万以上、非常に大きな数であります。従つてそこにおきましては、なるほど警察署の数はありますが、交通機関も非常に発達しておりますし、また大都會は犯罪の温床とも言われるくらいいろいろ／＼な特殊性を持ち、また一つの小さい警察署の管轄区域からよその地域に犯罪はただちに／＼と移動されたりして、犯罪が動いて行く場合があるわけでありまして、こういう特殊なからその事務を総括するものが私どもは必要であると考えて、こういう市警察部といふものを考へた。しかしこの点は門司君に十分御了解を願ひたいのであります。府県警察の一つの内部の部局として、下部の組織としての市警察部でありますから、これはあくまでも市の行政ではなく、府県警察本部の中の一つの行政である、こういうふうな考へて私どもは立案に當つたわけでありまして。

○門司委員 それは非常に重大なことでありまして、もし今の西村君のような答弁であるとするならば、私はことさらに市に本部長を置くといふようなこのごまかしの法案は、法をなさないものである。同じように一体市に対して警察の本部長がおりまして、市のいわゆる警察行政について、この本部長が単独で市の行政に相応するような行政を行うことができない。あくまでも府県の警察本部長の指揮命令を受けて

府県の行政の中にこれが包含されていふことになつて参ります。ならば、どこに大都市の特殊性を行政の上に表示することができるといふこととあります。少くともここにこういうことを書いておきます以上は、大都市の特殊性を行政の上に表わして行こうとするならば、大都市の警察は府県と同等の独立した性格のものでなければ、その機能を發揮することができないのは私は当然だと考へる。なぜ一体この処置がとられないか、この点について西村君にもう一度答弁していただきたい。

○西村(直)委員 市の警察本部長は市の警察本部長じやなくて、市の警察部長、すなわちこれは府県警察本部の中の市の警察部長である。そしてそれは市域を統轄し、おそらく具体的に大阪でありましたら大阪の警察局長を持つておられます。従つて大阪の市に關するいろいろ／＼な特殊性といふものは、おのずからその警察部長を通して本部長のところへ行く、従つてある程度——御存じの通り官庁の内部の事務には各種の段階がありまして、ある程度はこの本部長までも参りましようが、ある程度のこととはその市の警察部長でこれを処理をして行く。そこに私は一つの特殊性といふものは十分くみとることができると考へております。

○門司委員 遺憾ながらこの修正案にはそういう処置がとられておりません。いわゆる市の警察部長の行く権限はどこにも明記されておらない。ただここには書きなされてある。こういうことでは、先ほどから私が申し上げておりますように、都市の特殊性を認め

るならば、私は当然市の警察本部長は、その市域内における警察行政の面にありますものだけは、責任をもつてその遂行のことができるような仕組みにしなければ、これはほとんどただ申請的にこういうものをこしらへただけであつて、それは百害あつて一利もございせん。ただ機構が二重になるだけである。指揮監督もすべて都道府県の警察本部長が行うということになつて参りまして、部長はただ取次をするだけであつて、何にもならない。なぜ私が何にもならないと言ふかといへば、普通の行政事務と警察行政は違ふのであります。これはあなたの方がよく知つておると思ふ。少くとも警察行政といふものは上から下までまつたの一本であつて、組織はかたい団結のもとに行われておる。しかも機密と迅速を要するものであることは間違いないことである。従つて普通の行政事務のようにものを考へられれば満足な警察行政は行えないと思ふ。市の警察部長が自分の市域内における警察行政を行おうとするときに、県の本部長に一々伺ひを立てなければ行えないような緩慢なことで一体どうなりますか。もし県の本部長が市の警察部長に対して命令を下した場合に、それにはただちに従わなければならぬ。自分の都市にはこういう行政はおもしろくない——都市の特殊性から行けば、そういうことはよくないと思つておつても、府県の本部長に指揮監督する権限があります以上は、その命令に従わなければならぬ。これではせつなく五大市のいわゆる特殊性をお認めになつたと言われておりますが、その実質はいたすらに機構を複雑にしただけであつて、決して

特異性が認められておるものではないと私は解釈せざるを得ない。一体それならどこが特異性が認められておるか、その点をはつきりしてもらいた

○西村(直)委員 先ほどから私が繰返し申し上げる様に、この市域を統轄する市警察部長というものは、府県警察本部の内部の一つの部局でありますが、同時にもう申し上げるまでもなく、市域から選ばれた公安委員二名というものも公安委員会の中に入っております。そうしてまた官庁の内部の組織といったしましては、なるほど本部長は一応筋としては大綱につきましては指揮命令はとりましようけれども、ある段階、ある段階で、たとえば警察署長の、あるいはその上の警察部長の判断でもって統轄できる分野というものは相当あるものであります。これらは従つて、府県の条例等で内部できめて行くわけでありまして、十分その市域の特異性というものは発揮できると私も考へております。

○中井委員 門司君、いろいろ御質問がございましたが、本委員会において決定されました時間が参りました。それゆゑその一問でおやめを願ひたいと思ひます。

○門司委員 あとまだ項目が二項残つておりますので……

○中井委員 申合せの時間がありませんからやむを得ません。

○門司委員 そうだとすれば私は一括して質問いたします。

第一に聞いておきたいと思ひますことは、今の御答弁ではわれ／＼納得するわけには参りません。せつかく五大市の特異性を認められたというなら

ば、やはり行政の上で市の警察部長が十分にこれを発揮して、地方住民の負担にこれを得る様に警察行政をやるということが最もいい民主警察としてのあり方であるということを知つておいていただきたいと思うが、それがここに考えられていないということがある。それから次に書いてありますことは、右の条例は一年間施行を延期して、そうして昭和三十年七月一日より施行し、この法律施行後一年間は五

ば、私も警察のあり方というものがすでにここで大きな問題になつて来ると思う。警察のあり方というものは、こういう一年後にはこの警察はどうなるんだとか、あるいは三年先には自分の身分がわからぬというような不安なものであつてはならないと私は思ふ。少くとも警察というもののあり方は、先にも申し上げましたように、社会の公共の秩序を維持することのために、警察官の身分というものが安定しておらなければならぬ。それを自分の身分が安定しないでおいて、そして他人の生命財産を守ろうとしたとしても、これは私は非常に矛盾を來す困難な問題であると思ふ。従つてわれわれはこういう事項に対して、一体なぜこういうものが入れられたかということをひとつ聞かなければならぬ。

な問題が伏在いたしてありまして、あなたも警察行政というものが非常にむづかしいものであるというところはよく知つておられると思う。しかも現在の五大市に残されております警察官が、一年後には自分の首は一体どうなるのであるかというところは保障されておられません。今日の警察行政というものは私は完全なる警察行政にはならないと思ふ。少くともこの国民の治安の責任を持ち、国の安全とさらに公共の福祉と社会秩序を維持することのために必要とされておられる警察官が、自分の地位、自分の身分というものに不安を感じておつたのでは、この警察目的に沿うことはとうてい困難だと私は思ひます。われ／＼はもしこういう事態になることがあるといたしますならば、それともやはり今度の警察法に關して地方住民が都市の警察を残してもらいたいという一つの行き方に対する政府の大きなごまかしの案でなければならぬといふことを言わなければならぬ。

さらにその次に書いてありますことは、都の公安委員会の委員を五人にする、こう書いてあります。原案は都の公安委員は三人であつたように私は記憶いたしておるのでありますが、一体何ゆゑにこれを五人にしなければならぬかということでありまして、それらの点はいろいろ問題もございまして、今日この都の警察制度というものは特別の力を持つて、東京都であります。そのために警察行政におきましても、おのづから異なつた警察行政が必要と私は考へる。これは西村君の方がよく御存じだと思ふ。いわゆる首都の警察というか、この都市自体の特異性から来る国家的要素というものは、東京都には非常に大きいのであります。むしろ都自体の公安を維持するということがよりも、国家的問題に對する

る警察業務の方が大きいといつていい。ほとんども公安委員になれるということである。そして西村君の提案理由の説明を聞いてみますならば、警察行政の中にはこういう専門家がいなければならぬ行かないというお話でございませう。こういうことである。私は民主警察にしたというものは、そも／＼どこに理由があつたかということがまずこの問題について考えられなければならぬと思ふ。いわゆる現行警察法、しばしば申されておりますので、私はこの機会に申し上げることもないかと思ひますが、西村君には特に私は提案者として申し上げておきたいと思ひます。これは、御承知のように占領軍がこの警察制度を改正するにあたりまして、日本政府に与へましたサゼンソンは、一体何であつたか。この内容は当時西村君も私は御存じだつたと思ふ。GHQがわれ／＼に示して参りましたこの警察法改正の最も重要な要素は、今までの日本の警察は警察國家、いわゆる裏を返しますならば専制國家である。この専制國家と言ふべき警察行政は行き過ぎであつて、これが日本を今日の敗戦の災に導いた一つの大きな原因である。従つて日本の國民はみづからの自覺と責任の上においてこの警察行政を改めなければならぬ。このことのために少くとも能率その他のことを考へるよりも、むしろこれはそういう災いの根を断つというこのために民主警察にするということが、日本の警察制度についてGHQからサゼンソンされた大きな要素であつたといふことは御承知の通りであります。従つてこの要請に基いてわれわれは今日のこの警察制度を要求して参つたのであります。私はこの機会

といへども公安委員になれるということである。そして西村君の提案理由の説明を聞いてみますならば、警察行政の中にはこういう専門家がいなければならぬ行かないというお話でございませう。こういうことである。私は民主警察にしたというものは、そも／＼どこに理由があつたかということがまずこの問題について考えられなければならぬと思ふ。いわゆる現行警察法、しばしば申されておりますので、私はこの機会に申し上げることもないかと思ひますが、西村君には特に私は提案者として申し上げておきたいと思ひます。これは、御承知のように占領軍がこの警察制度を改正するにあたりまして、日本政府に与へましたサゼンソンは、一体何であつたか。この内容は当時西村君も私は御存じだつたと思ふ。GHQがわれ／＼に示して参りましたこの警察法改正の最も重要な要素は、今までの日本の警察は警察國家、いわゆる裏を返しますならば専制國家である。この専制國家と言ふべき警察行政は行き過ぎであつて、これが日本を今日の敗戦の災に導いた一つの大きな原因である。従つて日本の國民はみづからの自覺と責任の上においてこの警察行政を改めなければならぬ。このことのために少くとも能率その他のことを考へるよりも、むしろこれはそういう災いの根を断つというこのために民主警察にするということが、日本の警察制度についてGHQからサゼンソンされた大きな要素であつたといふことは御承知の通りであります。従つてこの要請に基いてわれわれは今日のこの警察制度を要求して参つたのであります。私はこの機会

に申し上げておきますが、この現行警察法を制定いたします当時、GHQにもしばしば呼びつけられて、日本の警察制度をどうするのだ、今までの日本のあり方というものはあまりにも国民の自由と権利とさらに人間の尊厳とということが傷つけられた、そしてまた日本は専制国家の模範を呈しておつた、これをいかに改めるかというところがこの警察法の本義であるから、その点はいろ／＼な要件もあるだろう、いろ／＼な意見もあるではあろうが、しかし日本を民主北し、日本の行政を正しい民主主義の軌道に乗せるためにはどうしても警察行政というものを改める必要がある、このことのためにはぜひ民主警察の本旨を発揮する必要がある、こういう趣旨のもとに現行警察法には、日本の従来の……。

○中井委員長 門司君、時間が過ぎました。もうその程度でおやめになつたらいいがですか。

○門司委員 これが最後ですから、もう一点。こういう意味で、この警察法の前文に書かれておりますように、「国民のために人間の自由の理想を保障する日本国憲法の精神に従い、又、地方自治の真義を推進する観点から、国会は、秩序を維持し、法令の執行を強化し、個人と社会の責任の自覚を通じて人間の尊厳を最高度に確保し、個人の権利と自由を保護するために、国民に属する民主的権威の組織を確立する目的を以て、ここにこの警察法を制定する。」と書いてある。問題は民主的権威であり、この民主的権威を持つことのためにこの警察法を制定すると書かれておる。従つてこの現行警察法の趣旨と、さらに今回提案されて参りました警察法の第一条の趣旨がまつたく同じであるという政府の答弁から考へて参りますならば、この制度をくずしてはならない。この制度をくずしてはならないということになつて参りますならば、そこには当然今日の日本のこの状態の過誤を犯した旧警察制度に対する経験のある人を公安委員にするということは、この提案された警察法の第一条にもとるものであると私は考えるのであります。もしこの警察法の第一条が現行警察法の前文と同趣旨であるとするならば、あくまでも政府は、任命の五箇年前に警察行政に携つた者でも国家公安委員になれるという規定は設けられないはずであると考えておるが、一体この警察法の第一条の趣旨とこの公安委員会の……。

た警察法の第一条の趣旨がまつたく同じであるという政府の答弁から考へて参りますならば、この制度をくずしてはならない。この制度をくずしてはならないということになつて参りますならば、そこには当然今日の日本のこの状態の過誤を犯した旧警察制度に対する経験のある人を公安委員にするということは、この提案された警察法の第一条にもとるものであると私は考えるのであります。もしこの警察法の第一条が現行警察法の前文と同趣旨であるとするならば、あくまでも政府は、任命の五箇年前に警察行政に携つた者でも国家公安委員になれるという規定は設けられないはずであると考えておるが、一体この警察法の第一条の趣旨とこの公安委員会の……。

○中井委員長 門司君の御質疑は終りました。大矢省三君。——大矢君前へおいでください。——今三党各派の打合せの報告があつていますから、しばらくお待ちください。

○中井委員長 ちよつと待つて下さい。そこをどいてください委員席が見えませんか。委員会の状態が見えませんか、もう少しどいてください。——質疑の音が聞えませんかもう少しどいてください。——大矢君お始めください。

○大矢委員 私は他の委員が質問なさつた点は重複を避けます。

第一、今配付された要綱の第二点、これに対して「国家公安委員会が都公安委員会と協議の上総理大臣の承認を得て」という、この「協議」という言葉はこれはミス・プリントですか。それとこれと間違いないのですか。

○西村(直)委員 「同意」です。

○大矢委員 そうすると間違ひです。

○中井委員長 大矢君、いつも申し上げるのですが、大きな声でお尋ねをしてください。

「あの人はあのぐらゐの声しか出ないんだよ」と呼ぶ者あり

○中井委員長 親切で言つておるのだから聞きたまへ。

○大矢委員 次に私は、この長官の任命は国家公安委員会が総理大臣の承認を得て行ふ、これはしばしば質問がありましたからして、違つた方向から質問をいたします。

問をいたします。

これはほかの人なら私はお尋ねいたしません。専門家としての西村氏にお尋ねしたいことは、この国家公安委員会の委員長は国務大臣をもつてこれに充てると書いてある。国務大臣は閣議に列席するのであります。従つてこの国家公安委員会が……。

○中井委員長 静粛に願います。質疑が聞えませんか。

○大矢委員 長官の人選、任免等については、それ／＼十分この国務大臣であるところの国家公安委員長は総理大臣と連絡がとれるはずであります。それをあえて、この二人とも総理大臣の承認を得なければならぬという。一方は任命であります、二人とも、総理大臣の任命権によつて任命しなければならぬ。その点がかえつて非常に複雑になり、命令系統が重複してこの警察行政に支障を来すのではないかと。つまりこれを簡単に言いかえれば、国家公安委員長は国務大臣一人でけつこうではないか、こういうことを考えるのですが、せつかく修正されますのにこの点は依然として二本建になつておる。この点についてどうしてこれが必要であつたか、私はあなたが専門家だけに尋ねたいします。

○西村(直)委員 お答えいたします……。

○中井委員長 静粛に願います。質疑が聞えませんか。

○西村(直)委員 お答えいたします。国家公安委員会に任命権を持たして、総理大臣の承認を得るといふふうに逆にいたしました。その趣旨は、国家公安委員会という方が、政党内身の大任が委員長でありまして、合議制であり、五人の公安委員を持つておりますから中立性が十分発揮できる、そういう意味で国家公安委員会に任命の主任を置いた。しかし同時に、国務大臣である委員長が総理大臣との連絡において、十分事前にも事後にも承認の手続を争はずしてとれる、こういう意味で中立性ある国家公安委員会に任命権を持たして、その条件として総理大臣の承認、こういうふうには私どもはむしろより中立性と申しますか、より民主性が保たれるという趣旨で考えたわけでありました。

○大矢委員 私の尋ねるのは、その任命権の問題ではないのです。国家公安委員会の委員長が……。

○中井委員長 静粛に願います。

○大矢委員 御承知の通り国家公安委員会の委員長は国務大臣であります。従つて国務大臣は閣議へ列席をいたしますから、総理大臣とは十分連絡がとれるはずだと思ふ。

○中井委員長 静かに願います。委員席前で話をするとはやめてください。

「あかつきの本会議はない」「そんなことはみんな知つてゐる」と呼び、その他発言する者多し

○中井委員長 静粛に願います。

○大矢委員 私の問わんとすること……。

○中井委員長 静粛に願います。どうぞ質疑をお進めください。

○大矢委員 国家公安委員会の委員長

○西村(直)委員 簡潔に御答弁申し上げます。第一は五大市等におきまして一年後に切りかわるために、身分の保障がないではないかと言われますが、私どもはそれは身分の一応の保障はできている、一年たちますならば自動的に法律は府県本部の警察官となつて移つて参るわけでありまして、この点は支障がないと思ふのであります。

それから二番目の都の公安委員を五人にしたのは、これは御存じの通り東京の人口、仕事の分量、また民主的な運営をさらに強化したい、こういう意味でやつたのであります。

いま一つの第三番目の資格制限の問

○中井委員長 ちよつと待つて下さい。そこをどいてください委員席が見えませんか。委員会の状態が見えませんか、もう少しどいてください。——質疑の音が聞えませんかもう少しどいてください。——大矢君お始めください。

○中井委員長 静粛に願います。質疑が聞えませんか。

○大矢委員 長官の人選、任免等については、それ／＼十分この国務大臣であるところの国家公安委員長は総理大臣と連絡がとれるはずであります。それをあえて、この二人とも総理大臣の承認を得なければならぬという。一方は任命であります、二人とも、総理大臣の任命権によつて任命しなければならぬ。その点がかえつて非常に複雑になり、命令系統が重複してこの警察行政に支障を来すのではないかと。つまりこれを簡単に言いかえれば、国家公安委員長は国務大臣一人でけつこうではないか、こういうことを考えるのですが、せつかく修正されますのにこの点は依然として二本建になつておる。この点についてどうしてこれが必要であつたか、私はあなたが専門家だけに尋ねたいします。

○西村(直)委員 お答えいたします……。

○中井委員長 静粛に願います。質疑が聞えませんか。

○西村(直)委員 お答えいたします。国家公安委員会に任命権を持たして、総理大臣の承認を得るといふふうに逆にいたしました。その趣旨は、国家公安委員会という方が、政党内身の大任が委員長でありまして、合議制であり、五人の公安委員を持つておりますから中立性が十分発揮できる、そういう意味で国家公安委員会に任命の主任を置いた。しかし同時に、国務大臣である委員長が総理大臣との連絡において、十分事前にも事後にも承認の手続を争はずしてとれる、こういう意味で中立性ある国家公安委員会に任命権を持たして、その条件として総理大臣の承認、こういうふうには私どもはむしろより中立性と申しますか、より民主性が保たれるという趣旨で考えたわけでありました。

○大矢委員 私の尋ねるのは、その任命権の問題ではないのです。国家公安委員会の委員長が……。

○中井委員長 静粛に願います。

○大矢委員 御承知の通り国家公安委員会の委員長は国務大臣であります。従つて国務大臣は閣議へ列席をいたしますから、総理大臣とは十分連絡がとれるはずだと思ふ。

○中井委員長 静かに願います。委員席前で話をするとはやめてください。

「あかつきの本会議はない」「そんなことはみんな知つてゐる」と呼び、その他発言する者多し

○中井委員長 静粛に願います。

○大矢委員 私の問わんとすること……。

○中井委員長 静粛に願います。どうぞ質疑をお進めください。

○大矢委員 国家公安委員会の委員長

○中井委員長 静粛に願います。質疑が聞えませんか。

○大矢委員 長官の人選、任免等については、それ／＼十分この国務大臣であるところの国家公安委員長は総理大臣と連絡がとれるはずであります。それをあえて、この二人とも総理大臣の承認を得なければならぬという。一方は任命であります、二人とも、総理大臣の任命権によつて任命しなければならぬ。その点がかえつて非常に複雑になり、命令系統が重複してこの警察行政に支障を来すのではないかと。つまりこれを簡単に言いかえれば、国家公安委員長は国務大臣一人でけつこうではないか、こういうことを考えるのですが、せつかく修正されますのにこの点は依然として二本建になつておる。この点についてどうしてこれが必要であつたか、私はあなたが専門家だけに尋ねたいします。

○西村(直)委員 お答えいたします……。

○中井委員長 静粛に願います。質疑が聞えませんか。

○西村(直)委員 お答えいたします。国家公安委員会に任命権を持たして、総理大臣の承認を得るといふふうに逆にいたしました。その趣旨は、国家公安委員会という方が、政党内身の大任が委員長でありまして、合議制であり、五人の公安委員を持つておりますから中立性が十分発揮できる、そういう意味で国家公安委員会に任命の主任を置いた。しかし同時に、国務大臣である委員長が総理大臣との連絡において、十分事前にも事後にも承認の手続を争はずしてとれる、こういう意味で中立性ある国家公安委員会に任命権を持たして、その条件として総理大臣の承認、こういうふうには私どもはむしろより中立性と申しますか、より民主性が保たれるという趣旨で考えたわけでありました。

○大矢委員 私の尋ねるのは、その任命権の問題ではないのです。国家公安委員会の委員長が……。

○中井委員長 静粛に願います。

○大矢委員 御承知の通り国家公安委員会の委員長は国務大臣であります。従つて国務大臣は閣議へ列席をいたしますから、総理大臣とは十分連絡がとれるはずだと思ふ。

○中井委員長 静かに願います。委員席前で話をするとはやめてください。

「あかつきの本会議はない」「そんなことはみんな知つてゐる」と呼び、その他発言する者多し

○中井委員長 静粛に願います。

○大矢委員 私の問わんとすること……。

○中井委員長 静粛に願います。どうぞ質疑をお進めください。

○大矢委員 国家公安委員会の委員長

には国務大臣が当るのだから、その管理のもとにある警察庁長官においてなげ二重に総理大臣の承認を得なければならぬのか。もつと簡素化して、私が勢頭申しましたように、あなたはこれの経験者であり、せつかくの修正でありますから、なぜそれをしなかつたかというその理由です。そうすれば一体どういふ支障があるかということをお聞きしたいのです。

○西村(直)委員 その国務大臣は、公安委員長として、公安委員会という合議体で人選をして参ります。なるほどあなたの言われるように、内部ではある程度の連絡はできますけれども、一応公安委員会の仕事であります。公安委員会が公安委員長を代表して、こういう人を任命したいが、承認してくれ、こう来るのでありますから、私は矛盾でもないし、また二重でもないと思ひます。事実上は事前になり国務大臣としての要求はあるかと思ひます。合議体であるからさしつかえない、またやらなければいかぬ、こう考へております。

○大矢委員 私の尋ねておる趣旨が十分徹底してないと思う。私の言わんとするところは、あなたは専門家であるからして、こういう事柄についてはきわめて単純に明答しなければいかぬ。しかるにこの管理の下に置くというのだから、今の国家公安委員会が最高の指揮権を持つておる。その下の警察庁長官は、しかも専任大臣がおるのですから、その下できめてもさしつかえないのではないか。つまり総理大臣が公安委員長、国務大臣も承認しなければならぬ、任命しなければならぬ……

【発言する者多し】

○中井委員長 静かに願ひます。

○大矢委員 こういう意味において総理大臣の任命を受けなければならぬ。うな、同じ公安委員会の下にありながら、二人総理大臣の指令を受けなければならぬという事は、非常に複雑になりはしないかということをお聞きしておる。

○西村(直)委員 国家公安委員会が任命する。そうしてそのもとで、その承認を条件にして国家公安委員会が主体的に任命をするわけでありませう。公安委員長としてその国務大臣は公安委員会の中で動いて、それが任命をするのに対して総理大臣に当るのです。もとより警察行政の一面的な面だけを考へれば単純な任命が一番早いでしょう。

しかしながらあくまでも公安委員会を権威あらしめ、かつ中立性を維持せしめる意味において、やはり公安委員会が公安委員長を通して、そうして総理大臣の承認を得る。この手続については矛盾もなければ、また最小限で中立性を保つ方法であると私は解釈しております。

○大矢委員 そこが意見の相違かも知れませんが、私は公安委員会の全意で、しかもその上にある長は国務大臣ですから、それでつこうではないか。さらにその上にもう一度総理大臣の承認を得なければならぬことは、この手続上あるいはまた實際上公安委員会の権威にもかかる、こう考へます。そうしなければどういふ支障と不都合が起つて来るかということをお聞きしたいのです。

○西村(直)委員 簡潔にお答えいたしますが、おそらくあなたの御質問を詰

めて行きますと、総理大臣の承認はいらぬのではないかとお聞きしたいと思ひますが、私どもはやはり総理大臣という政治の最大かつ最高の責任者であるところの者の承認によつて、初めて警察行政の責任の明確化というものを求めておるわけでありませう。

○大矢委員 これはこれ以上聞きませう。責任の立場において初めて国家公安委員長は国務大臣でなければならぬ。そうしなければこの責任の所在が明確でないということを説明しておる。その点はそのままでおいて、さらにもう一つやつておるからこれを尋ねたのであるが、その点は意見の相違としてそれでつこうであります。

次に例の大都市警察の廃止を一年間延期したことでありませうが、これについて私はかわつた方面からぜひお尋ねしたいことは、この特別市制を中心として都市と府県側に鋭い対立のあつたことは、皆様の御承知の通りであります。そこで人口五十万ということでありませうが、九州の福岡が入ると思ひますが、こういう大都市の警察行政と府県の警察行政というものは、非常な特殊な事情があるということはいさばし

ば門司君からも言つた通りであります。そこでこの一年間と期限を切つたことは、特別市をめぐつて府県と大都市の間の鋭い対立が、将来これを残すのだ、むしろこれによつて拍車をかけることになりはしないかということをお聞きしたいのですが、そういうことについて考慮を払われたかどうか。

○西村(直)委員 ただいま大矢さんの御質問の中で、ちよつと一言御訂正を申し上げますのは、五大市でありますから、地方自治法の百五十五條

で政令によつて指定するという市には福岡は入りません。その点は御了解願ひます。それから特別市との関係は、われ／＼は関係ないというふうに考へております。一年間を準備期間として考へております。

○大矢委員 これも西村氏は専門家でありますから、大都市の警察行政と、それから市の行政というものはどんなに關係が深いか、こういうことで非常に不自由を感じるから、二重、三重監督その他市行政にきわめて關係深い警察行政を何とかしたいということ、長い間特別市制の運動があつた。そうして二十三年に初めて自治体警察ができて、ようやくなれたのです。それを取上げた場合の不自由さということ

を、一年間置くというときに考慮を払われていたのか。最初からないのならあきらめます。しかし一旦あつて、これがただちに府県の方にまわつて、それが特別市制を通じて、非常な感情的の対立のあるときに、これをやつた場合にどういふ結果になるかということをお聞きしたいのであります。

○西村(直)委員 私どもは特別市制とは直接関係なく考へました。ただ大矢さんの言われる大都市としては相当費用も使い、みづからの警察を持つたという誇りと愛着というもののについては十分理解はできます。しかしながら同時にいわゆる広域警察であり、かつ民主化という線をも求めて行つて、結局一年後におきましては、府県本部を中心にして市域から選ばれた公安委員会を入れたものによつて、何と申しますか、中心と申しますか中間地帯をそこに求めることが妥当であると思ひます。

修正案をつくりました。

○中井委員長 この際お諮りをいたします。ただいまの申合せの時間では、質疑は十二時までに終らない場合も考へられますから、万一そのような場合は、委員各位にはまことに御苦勞には存じますが、明日午前零時五分から開会して質疑を続行し、討論採決を行いたいと思ひますが、いかがでございますか。

○中井委員長 御異議がございませうから、さうに決定をいたしました。

○大矢委員 特別市の警察部長は市内における署長、警視の任命権を持つておりますか。これは持つていないのですか。

○西村(直)委員 ちよつと質問の趣旨が聞えませんでしたので、恐縮ですがもう一度……

○大矢委員 市の警察部長が大都市におけるところの警察署の署長の指揮監督と、大都市の警察の所屬職員の指揮監督をする、こうあるのですが、任命権は持つておるのかどうか、この点です。

○西村(直)委員 大矢さんの質問はこうだろうと私が想像しては矢札かも知れませんが、たとえば大阪の警察署長の任命権はだれが持つのか、こういうのです。これは府県警察本部長といふのが一年後においては起る事態でございます。

○大矢委員 この職員を指揮監督するといふのは、御承知の通り大阪の例を引くと、大阪市内に八千数百ある。それ以外の府にはその三分の一しかおらない。それだけに重要な都市行政である。そこでこういう指揮監督するとい

う名前だけを置いて、何ら任免権がないようなことではほんとうの指揮監督を地方行政に徹底できるかどうか、この点を心配する。それからついででありますから聞きますが、今度の警察法の改正と相並んで府県の財政の上で大きな地方税法の改正その他があった。そこでこの一年間そのまま延期をすることにした結果、その財政的な措置は府県側で受けるのか、市が受けるのか。(発言する者多し)

○西村(直)委員 前段の御質問ですが、指揮監督ですね。なるほど任命権者、任命権を持つておる者が指揮監督に徹底することは明らかであります。(発言する者多し)

○中井委員 謝罪に願います。

○西村(直)委員 しかし先ほどから申し上げますように、ある程度の事務は市の警察部長が統括し、その範囲内では相当程度の指揮監督をすることができると、それから向うに対しては責任もとれるのではないかと、こういうふうな考へております。それから後段の御質問はちよつと聞えなかつたのです。

○大矢委員 さらに一年後において、都市警察が任免権も持たない単なる形式的な警察部長をもつていたし、またときに、これは今後非常な問題が残されるというところは想像にかたくないのであります。私はきょうこういうことを聞いた。あなたは聞いていられるかどうか知りませんが、この修正案が三派でまとまつたその直後において、五大都市に關係ある知事が、来年の四月の選挙にはわれ／＼をどうしてくれるのだ、われ／＼は自由党に協力して来たのだ、しかるに来年の四月に選挙を

控えてこういうことは、われ／＼をどうしてくれるのだと書いて自由党の総務会にねじ込んだといわれておる。一体こういうものの考え方というものは、知事に有利なように選挙干渉しようというのを逆に物語つておると思ふ。従つてここに詰問をいくらしして、かつてのそういう府県知事あるいは警察方面に必ずやそういうことがあり得ることは、これはだれしも想像することです。そこでこういうことな

○西村(直)委員 私もは、なるほど五大都市と府県側とに多少の／＼意見の相違があつたことは認めております。従つてその意味も多少あるであります。まして、順次に円滑な移行ということも考へられるのであります。同時にまた市域から府県本部に入りましても、そのための公安委員なりその他を考へておるのでありますから、私どもはこれで円滑な行き方が十分とれるのではないかと、目的は公安を維持するといふ一つの警察行政自体が目的でありますから、その大目的において十分一致できると考へております。

○大矢委員 それ以上答えられないかもしませんが、私はその点が非常に心配である。これは後日必ず具体的な問題になつて来ますが、この一年間は猛烈な対立が府県と市の關係で問題になります。そうでなければやつて行けない。これはいろいろ意見の相違もあるし、そういうことがないというあ

なたの答弁の通りならばそれはけつこくなことだ。私はそれを期待してありますが、どうも私はそれに反するような考へを持つておる。先ほど尋ねました経費の負担というものは、この一年間はどういふことになるのですか。

○鈴木(俊)政府委員 今回の修正の違つて参りますのは、今まで府県警察の原案におきましては、府県の警察というところとございまして、府県の負担がふえて五大都市の負担がなくなるわけでございますが、それが逆になるわけでありまして、これをいゆる財源の偏在という点から申しますと、今までは五大都市の方に偏在がございましたが、今度は五大都市の方に偏在がなくなりまして、逆に府県の方に偏在を生ずるという点になるわけでありまして、五大都市と五大都市の全体を通じて觀察いたしますと、結局財源偏在の段階が違つて来ただけでありまして、總体の交付税と申しますか交付金と申しますか、その額は特別な変更を要しないのじやないかというふうな考へておりますが、しかしこれはなおよく検討いたしてみたいと考へております。いづれにいたしましても現行制度の運用の上で調整ができるものと考へております。

○大矢委員 幸い鈴木さんが来ておられるからお聞きします。警察法の問題について、この改正の結果大都市、特に自治警察行政と市の行政とに大きな影響のあることは、自治庁を管理しておる責任者である鈴木さんが一番よく知つておられると思う。そのことをたゞくさん例をあげて私は尋ねたいと思つておつたのですが、齋藤さんにしても小坂さんにしても、その点のピンが

はずれておる。従つて私は聞くことはむだだと思つて聞かなかつた。そこで私は鈴木さんにお尋ねしますが、一体こういう大改革に、しかも地方の行政にきつめて大きな影響を持つ改正について自治庁に相談があつたか、その相談に対してどういふ態度をとつたか、しかもこの修正において、なおさらこういう府県側との間の対立に拍車をかけるような一年という期限を切つた。結果からいって、そのことについて相談があつたのか、あるいはなくともその結果というものをどういふふうな考へておるか、この二つです。これを出す時分と修正のときにおいてその結果。こういうことについて、次長の鈴木さんから特に伺いたい。

○鈴木(俊)政府委員 この警察法案を政府が提出する場合におきましては、自治庁はもちろぬ協議を受けております。地方自治という立場と警察の特殊性という点から考へまして、政府案といたしましては両者を調整した案として提出されたわけでございます。それから修正案の点でございますが、これは私どもの段階と申しますよりも、三党間のお話合ひのように承つております。それはあとから拝見いたしますが、案の成立の際におきましてはあつたか、その修正案を通じた結果について、どういふふうな考へるかというお話でございますが、私どももいたしましては、いろいろの点において地方自治の要求と警察の要求と両者の折衷というところでございまして、必ずしも一方の意見が決定的に通つておるといふことは言えないと思ひますが、し

かし実際の制度の問題といたしましては、このような案が現実の案としてやむを得ないものではないかと考へております。

○大矢委員 一年と切つたことについて、これは大都市の事務の引継ぎ、その他財産処分等もあるから置いたのかもしませんが、一年置いたのはその理由があつて置いたんですから、この問題は将来必ず引継いで起きる問題だと思ひますが、そういうことを考慮に入れられておつたかどうか、将来のこととは別だといふふうにお考へになつたかどうか、これは重要な点です。必ずやこの問題は起きて来ますから、その点をひとつ……。

○西村(直)委員 一応私どももそういう点は考へております。

○藤田委員 関連して。私は提案者の關係もありまして、一点だけこの機会に小坂國務大臣の所見を伺つておきます。

それは小坂大臣の就任後の答弁の中で、今回の改正案の提案理由は大體前國務大臣とまつた同一であるといふことを明言されております。そこで私はお伺いしたのであります。本日議院立法権に基く三派の修正におきましては、私があるところで申し上げるまでもなく、三浦法制局第一部長もおりますが、今回の改正の一つの軸心でありまして、この人事権に對しまして、非常にドラステイックな改正がなされております。従ひまして私は、これは大矢さんの提案理由の趣旨は相違な変更を求むておると思ふのであります。言葉をかえれば、この人事権と都道府県警察ということが今回の改正の二大軸心である。その一方の方が折れ

てしまつておる。従いまして提案理由の説明がまつたかわつて来るわけでありますが、この点に關する小坂さんの所見をこの機会にお伺いしておきたい。私はあくまで政府原案を最上なりとして数十日にわたり言明されて参りました政府委員の立場、心中察するに余りありますが、それに関連するまたいろいろの責任問題等も今後発生する危険を包蔵するような大修正であり、その点に關しまして、私はこの際挙措進退を明確にすることが、権力行政に關する警察法案の修正にあたり、政治家としてとるべき最大の要諦ではないか、かように考えますが、責任の關係と人事権を中心に改正案の軸心の一本が折れてしまつた、これに対する小坂大臣の心境と、國務大臣を引受けられました責任上の今後の成行きというものにどういふ御心境を持つておられますか、この機会に率直にひとつ心境を披瀝していただきたい。

○小坂國務大臣 率直に申し上げますが、国会の今回の御修正に關しましては、当委員会を通じて、しばしば尊敬すべき御意見を承つておつたものがここに結実したものと考えます。そこでそれがたゞいまお述べになりましたように、人事権というものの軸心を折つたかどうかということでございますが、私はさうには考えません。要するに今回の改正は、あくまで民主的な警察を能率よく国民のために治安を確保する、こういう目的でございますが、その際公安委員会というものの活用をどの程度にするか、そうしてどういふふうな表現にしたら最も活用がなされるかという点につきまして、いろいろの御意見を承つたわけでござい

ます。そこでこの修正案によりまして、たとえば國家公安委員会の場合、これが非常に表面に、さらに一層あざやかに出て来たということとはございしますが、そのことによつて私どもの意圖するところのものがかわつたというほどのことはないのであります。私どもはあくまで警察行政というものは民主的にやる、その一つの軸心というのは公安委員会の活用である、こういうことを申し上げておるのであります。したが、その公安委員会と警察機能とのチェック・アンド・バランスの原則をどの程度に持つて行けば最もよく均衡をとれるか、こういう考え方でございまして、これはせつかくのお話でございしますが、私どもは軸心を折つたというようには考えておらないのであります。

さらにこの改正案の原案を最上のものと信じて来た者の責任いかんということでございますが、これは民主的な国会運営というものをよく理解しております政府といたしましては、立法院と行政府の關係も、これまたかくあるべきものという姿はよく存じておるつもりでございます。国会の御修正には政府は従う。それも政府の考えの軸心を折るほどのものでないのでございまして、この御修正をなさいますれば、政府はさうに従うということには当然だと考えております。今後の成行きにつきましても、いろ／＼いきさつのあることとございまして、この法律の制定ということは参議院の通過を待つて期待し得るわけでございまして、その後におきましても、一たび事のきまつた以上は、十分その間に心を新たに、よくその所を得て警察行政

政の全きを期したい、かように考えている次第であります。

○中井委員長 石村英雄君。

○石村委員 ごく簡単に二点お尋ねいたします。今度の三派修正で地方自治法關係を改める必要があるのではないかと申すのですが、その点いかがでございますか。全然必要ありませんか。

○鈴木(俊)政府委員 特に調整をするほどの必要はないと考えております。

○石村委員 ところで、これは提案者にお尋ねしますが、長官の任免が總理大臣の承認を得て國家公安委員会がやる、承認を得ない場合には違法だ、こういうお話でしたが、違法ではあるが無効が有効かという点をお尋ねしたい。

○西村(直)委員 この点は法律技術でありますから、法制局の方からお答えいたします。

○三浦法制局參事 その点は先ほど私からお答え申し上げましたように、違法ではあると考えております。

○石村委員 違法だということはさつきの御答弁でわかつたのですが、違法であるが、無効が有効かということですが、違法をあえてした場合、その任命が法律的に有効であるかどうかという点をお尋ねいたしております。

○三浦法制局參事 承認を得たり、同意を得たりしますことが任命の場合の条件になつておりますので、その条件を欠くことになれば違法であり、かつ有効ではない、かように考えております。

○石村委員 違法であるというのは全然法律的に無効だという意味ですか。それともそういう条件を具備してないから取消されるという意味なんですか。

か。どうなんですか。

○三浦法制局參事 實質的にももちろん無効だとお考えになつてけっこうだと思つております。

○石村委員 實質的にという御説明はちよつとわかりにくいのですが、まあいいでしょう。ところで提案者はしきりに率直に提案を讀んでくれ、こういうお話なんです、私も率直にそれを聞いて、同時に政府の從來の説明も率直に聞くのですが、今度のこの提案者の修正によりまして、從來政府の改正案の趣旨が治安責任を明確にするという点、それからこの政府原案に對して警察國家になるんじやないかというやうないろ／＼な質問に對して、公安委員会があるからいいんだということ、結局人事権を政府が直接握ることによつて治安責任が明確になる、こういうふうに受取れたのですが、こういう修正がなされると人事権を握つたと言えないと思うのですが、政府はこれでも治安責任は原案通りに明確になつておるといふお考えですか。

○小坂國務大臣 たゞいま法制局の方から答へがありましたように、總理大臣の承認ということが条件になつております。条件を満たされない法律行為は有効でないということでありまして、従いましてこの總理大臣の承認という条件が、結局におきまして治安の責任を明確化することになると考えます。

○中井委員長 石村英雄君の質疑は終りました。他に質疑の通告もございせんから、松永東君外十五名提出の兩修正案に對する質疑は終局いたしました。

本日(問もなく午後十二時)となりまして、のでこれまでといたしますが、先刻

の委員会の御決定に基きまして、午前零時五分から引續き開会いたしますからどうかこのままで暫時お待ちを願います。

本日はこれにて散会いたします。
午後十一時五十分散会

昭和二十九年五月二十一日印刷

昭和二十九年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局